

# 一般廃棄物処理基本計画 〈後期計画〉

～ 大切なのは あなたの心がけ！未来へつなぐ3R ～

(案)

**ミライ (未来)  
3Rプラン**

平成28年(2016年)3月

宇 部 市

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画見直しの背景と目的	1-1
第2節 計画の位置づけと計画期間	1-1
第3節 計画対象廃棄物	1-3
第4節 上位計画	1-4

## 第2章 宇部市の都市特性

第1節 自然環境	2-1
第2節 社会環境	2-4
第3節 生活環境	2-7
第4節 都市環境	2-8

## 第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題	3-1
第2節 ごみ処理の目標	3-18
第3節 施策の体系	3-29
第4節 3Rの推進	3-30
第5節 適正なごみ処理の推進	3-37

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 計画見直しの背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定による市町村の法定計画として位置づけられ、10年から15年先の長期計画を策定し、概ね5年ごとに改訂するほか、社会情勢の変化がある場合においても見直しを行うこととされています。

宇部市（以下「本市」という。）では、平成23年2月に「宇部市一般廃棄物処理基本計画」（以下「既定計画」という。）を策定しました。既定計画では、ごみ処理について、市民・事業者・行政の三者の協働により、資源循環のまちづくりを推進するため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）による3Rの取組と適正なごみ処理を推進し、さらなるごみ減量、リサイクルを推進する計画としました。

生活排水処理については、生活排水処理に係る基本方針、生活排水処理施設整備の基本方針を示し、他の計画等と整合を図った計画としました。

本市では、既定計画の策定より5年が経過しており、将来の安定的なごみ処理を行うごみ処理施設のあり方について検討が必要な時期となっていることなどを踏まえて、本年度、既定計画の改訂を行いました。

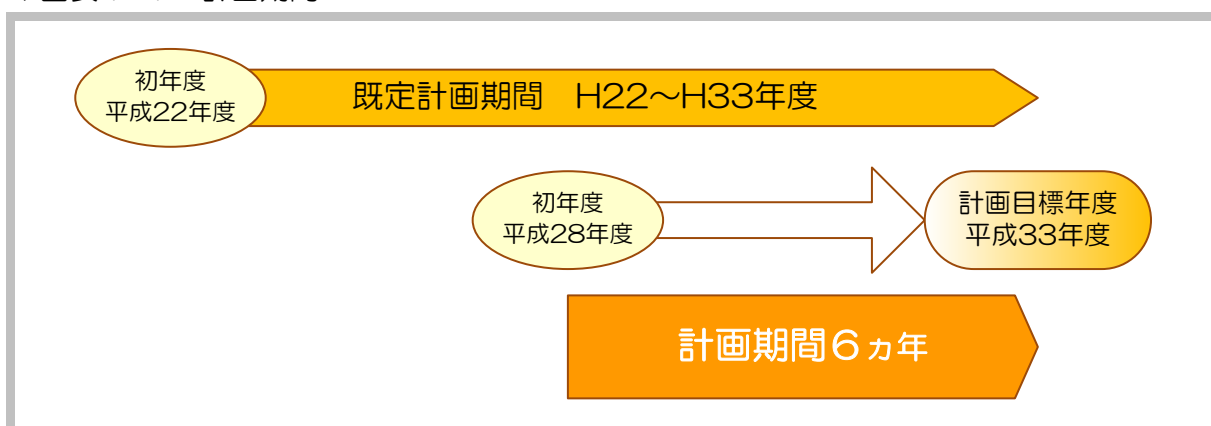
本年度策定する「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、既定計画における目標達成度合いや進捗状況を検証しつつ、ごみや生活排水を安全・安心・安定して処理するため、発生から排出、処理・処分に至る今後の方針を示します。

## 第2節 計画の位置づけと計画期間

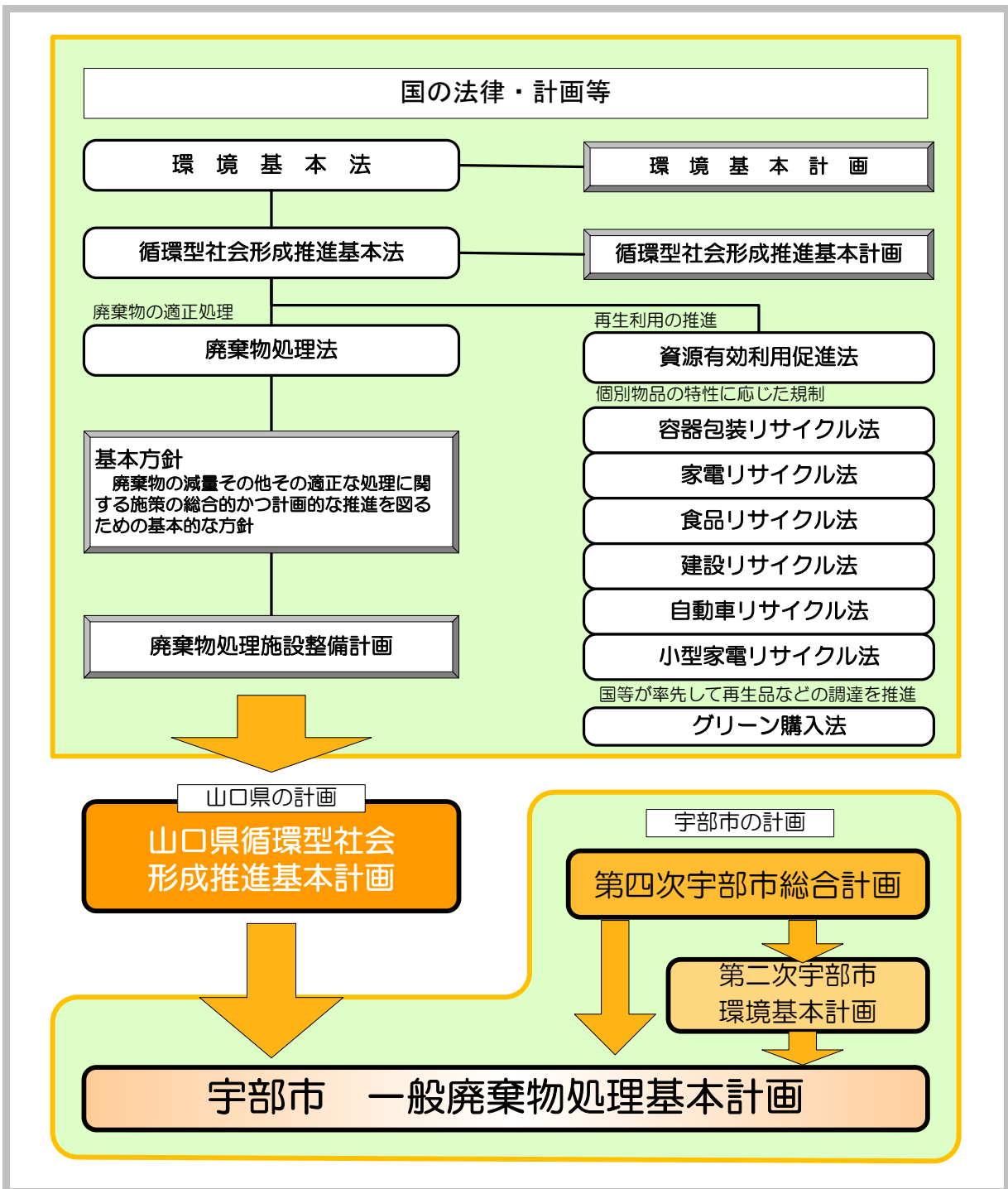
本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本市の総合計画と整合したものです。

本計画は、既定計画の改訂となることから、計画目標年度は平成33年度を維持する方針とします。よって、平成28年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする6か年計画とします。

◆図表1-1 計画期間



◆図表1-2 本計画の位置づけ

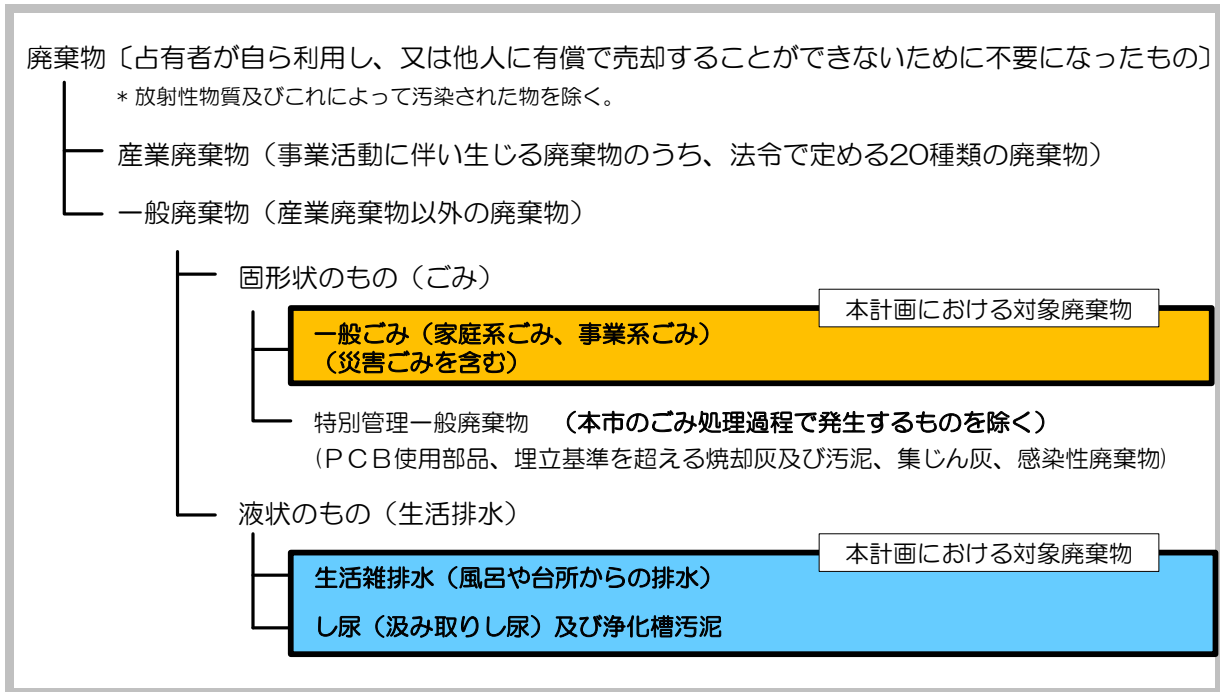


※法律名は略称

### 第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 に示すとおり一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。  
 なお、ごみのうち、本市による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 に示すとおりとします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



◆図表 1-4 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区分	処理・処分先
家電リサイクル法適用物	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売店引き取りか、市の処理施設または指定取引場所へ直接搬入とする。（有料）</li> <li>家電リサイクル法対象の電化製品（エアコン、ブラウン管式テレビ、薄型テレビ（液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機等）</li> </ul>
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。</li> </ul>
処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下に示す品目については、販売業者や専門の処理業者などの引き取りとする。</li> <li>薬品、自動車・バイクの部品（タイヤ、チューブ含む）、バッテリー、消火器、LPガスボンベ、太陽熱温水器、ホーロー浴槽 など</li> </ul>

## 第4節 上位計画

### 1 国の計画

#### ① 循環型社会形成推進基本計画

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しており、その概要は以下に示すとおりです。

#### ◆図表 1-5 第三次循環型社会形成推進基本計画の概要（1）

循環型社会のイメージ
<ul style="list-style-type: none"><li>① 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会</li><li>② 3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築</li><li>③ 資源効率性の高い社会経済システムの構築</li><li>④ 有害物質を含む廃棄物を適正に処理する体制が整備された社会</li><li>⑤ 国際的取組を通じた世界の環境負荷低減に貢献する社会</li></ul>
数 値 目 標
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 物質フロー（マテリアルフロー）目標（平成12年度→平成32年度）<ul style="list-style-type: none"><li>① 資源生産性 → 約46万円/t（平成12年度から約8割向上）</li><li>② 循環利用率 → 約17%（平成12年度から約7割向上）</li><li>③ 最終処分量 → 約17百万トン（平成12年度から約7割減少）</li></ul></li><li>◆ 一般廃棄物の取組指標（平成12年度→平成32年度）<ul style="list-style-type: none"><li>① ごみ排出量 → 1人1日当たりの排出量を約25%削減</li><li>② 家庭系ごみ排出量 → 1人1日当たりの排出量を約25%削減</li><li>③ 事業系ごみ排出量 → 総量を約35%削減</li></ul></li></ul>
取 組
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 物質フロー（マテリアルフロー）目標（平成12年度→平成32年度）<ul style="list-style-type: none"><li>① 資源生産性 → 約46万円/t（平成12年度から約8割向上）</li><li>② 循環利用率 → 約17%（平成12年度から約7割向上）</li><li>③ 最終処分量 → 約17百万トン（平成12年度から約7割減少）</li></ul></li><li>◆ 「質」にも着目した循環型社会の形成<ul style="list-style-type: none"><li>① 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築</li><li>② 使用済製品からの有用金属の回収</li><li>③ 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進</li><li>④ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築</li><li>⑤ 災害時の廃棄物処理システムの強化</li></ul></li><li>◆ 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組<ul style="list-style-type: none"><li>① 3Rの取組を進め、なお残る廃棄物等は廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る。</li><li>② 化石燃料由来の温室効果ガスの排出を削減する。</li><li>③ バイオマス資源の利活用を促進する。</li><li>④ 資源の効率的な使用や長期的利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図るとともに、資源採取等において、生物多様性や自然環境の保全に配慮する。</li><li>⑤ 環境保全を重視した持続的な農林水産業を推進する。</li><li>⑥ 太陽光パネル、風力発電等の製品設備に関するリユース・リサイクルや適正処分の検討を行う。</li><li>⑦ リユースや長期使用による各種環境負荷の低減が効果的に実現されるように参考となる指針を策定する。</li><li>⑧ 水質改善や生物多様性の確保など良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。</li></ul></li></ul>

◆図表 1-5 第三次循環型社会形成推進基本計画の概要 (2)

## 取 組

- ◆ 地域循環圏の高度化
  - ① 地域循環圏づくりの視点を盛り込み、地方公共団体、地域の事業者、NPO、市民等と連携・協働して地域循環圏づくりの具体化と高度化を図る。
  - ② 自立・分散型エネルギーの導入やエネルギーの面的利用を促進し、地域資源を活用した適正で効果的な資源循環を実現する。
  - ③ バイオマス系循環資源について、肥飼料化や再生可能エネルギー等として地域内で循環利用する取り組みを支援する。
  - ④ 広域認定制度・再生利用認定制度を適切に利用する。
  - ⑤ 東日本大震災による住民意識の変化や経験を踏まえて、東北地方において、地域の循環資源を最大限に利活用した復興の取組を支援し、全国的なモデルとなる地域循環圏づくりを促進する。
  - ⑥ 地域資源の賦存量・循環資源のフローの把握支援、地域循環圏形成に係る先進事例の収集や提供、地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する。
- ◆ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用
  - ① 廃棄物発電における固定価格買取制度の活用可能性を高めるための環境整備を行う。
  - ② 焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用する。
  - ③ バイオ燃料の生産拡大、生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化などを推進。
  - ④ バイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。
- ◆ 循環産業の育成
  - ① 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成
  - ② 静脈物流システムの構築
- ◆ 廃棄物の適正な処理
  - ① 不法投棄・不適正処理対策
  - ② 最終処分場の確保等
- ◆ 各個別法の対応
  - ① 廃棄物処理法
  - ② 資源有効利用促進法
  - ③ 容器包装リサイクル法
  - ④ 家電リサイクル法
  - ⑤ 小型家電リサイクル法
  - ⑥ 食品リサイクル法
  - ⑦ 建設リサイクル法
  - ⑧ 自動車リサイクル法
  - ⑨ PCB廃棄物特別措置法
  - ⑩ グリーン購入法
- ◆ 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発
  - ① 環境教育等の推進
  - ② 3Rに関する情報共有と普及啓発
- ◆ 国際的取組の推進
- ◆ 東日本大震災への対応

## ② 国の基本方針

環境省では、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月）を定めています。

本方針では、中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 22 年 1 月）等を踏まえ、平成 22 年度以降の廃棄物の減量化等の目標を定めています。

### ◆図表 1-6 一般廃棄物の処理に関する目標

一般廃棄物の減量化等の目標量・・・「ダイオキシン対策推進基本指針」の「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえる。

一般廃棄物については、現状（平成 19 年度）に対し、平成 27 年度において、排出量を約 5%削減し、再生利用量を約 20%から約 25%に増加させるとともに、最終処分量を約 22%削減する。

項目	平成 19 年度（現状）	平成 27 年度
排出量	51 百万トン	5%削減（48 百万トン）
再生利用量	10.3 百万トン（約 20%）	約 25%
最終処分量	6.4 百万トン	約 22%削減（5 百万トン）

## ③ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成 25 年 5 月に廃棄物処理法に基づき、平成 25 年度から平成 29 年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。

当該計画は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえたことを特徴としています。従来から取り組んできた 3R の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保について強調しています。

### ◆図表 1-7 一般廃棄物に係る目標及び指標

#### 【基本的理念】

- ◆3Rの推進
- ◆強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- ◆地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

#### 【一般廃棄物の係る目標及び指標】

- ◆排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
  - ・ごみのリサイクル率：22% → 26%
  - ・最終処分場の残余年数：平成 24 年度の水準（20 年分）を維持
- ◆焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
  - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21%
- ◆し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全
  - ・浄化槽処理人口普及率：9% → 12%



## 2 山口県の計画

### 山口県循環型社会形成推進基本計画 第3次計画

山口県は、廃掃法第5条の5の規定に基づく法定計画として平成27年度において「山口県循環型社会形成推進基本計画 第3次計画（平成28～32年度）」を策定中で、計画の骨子は以下のとおりです。

#### ◆図表 1-8 山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）の概要（骨子案）

【計画名】山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）

【計画期間】平成28年度～平成32年度

【基本方針】

- ◆ 県民・事業者総ぐるみによる3Rの推進
- ◆ 廃棄物の適正処理の推進
- ◆ 廃棄物の適正処理体制の確保
- ◆ 循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進
- ◆ 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

【一般廃棄物の減量に関する目標】

区 分	現状 平成25年度	目標年 平成32年度
総排出量（千t）	554	510
リサイクル率（%） 再生利用量（千t）	29.5% (163)	35% (179)
減量化量（千t）	345	304
最終処分量（千t）	46	27
1人1日当たりの家庭排出ごみ量（g/人日）	556	520

総排出量＝収集量＋直接搬入量＋集団回収量

再生利用量＝直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量

リサイクル率＝再生利用量×100/総排出量

1人1日当たりの家庭排出ごみ量＝（総排出量－事業系ごみ量－集団回収量－資源ごみ量）/総人口/年間日数

## 第2章 宇部市の都市特性

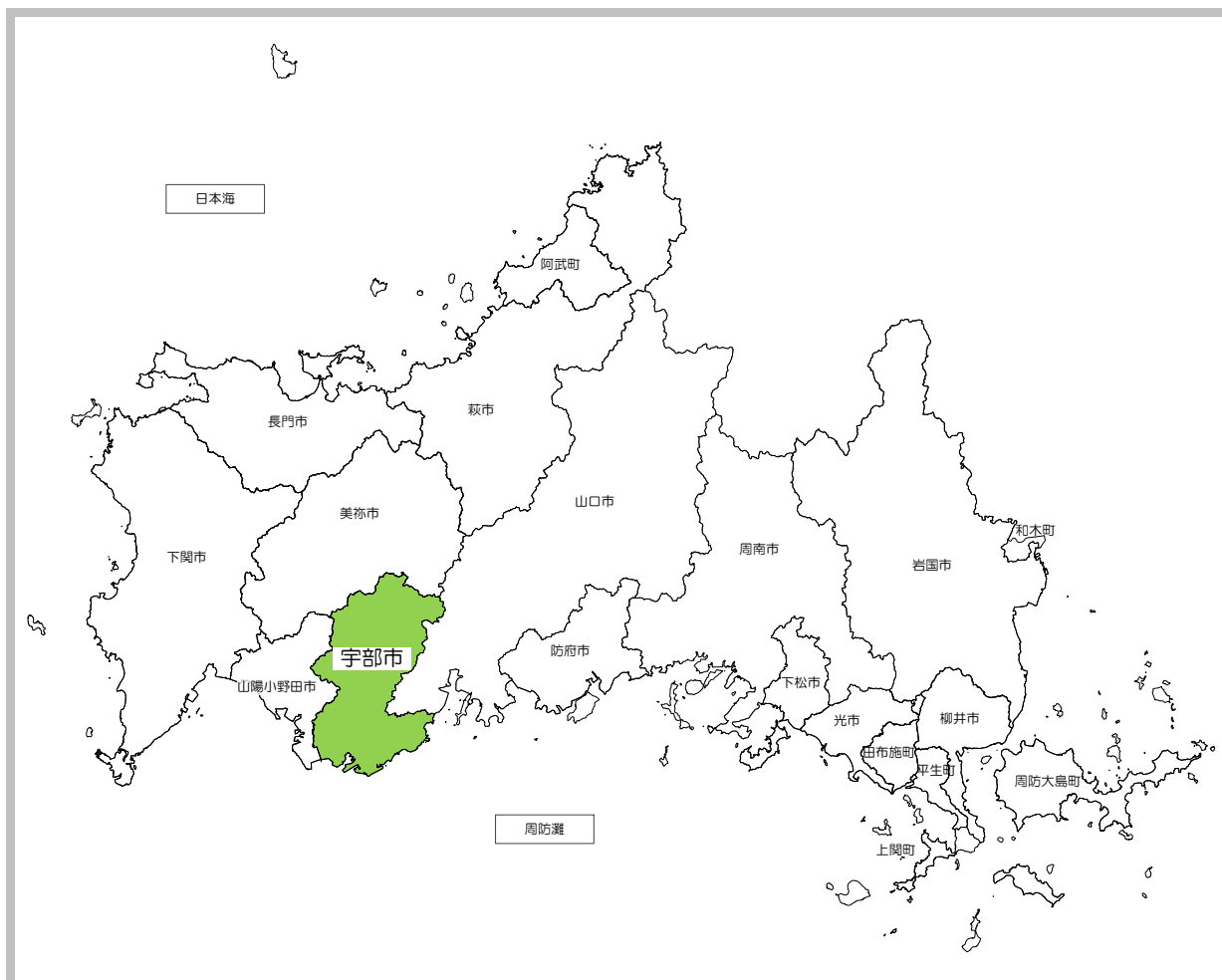
### 第1節 自然環境

#### 1 位置

本市は、山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

また、本市の面積は、286.65 km<sup>2</sup>（平成26年10月1日現在）となっています。

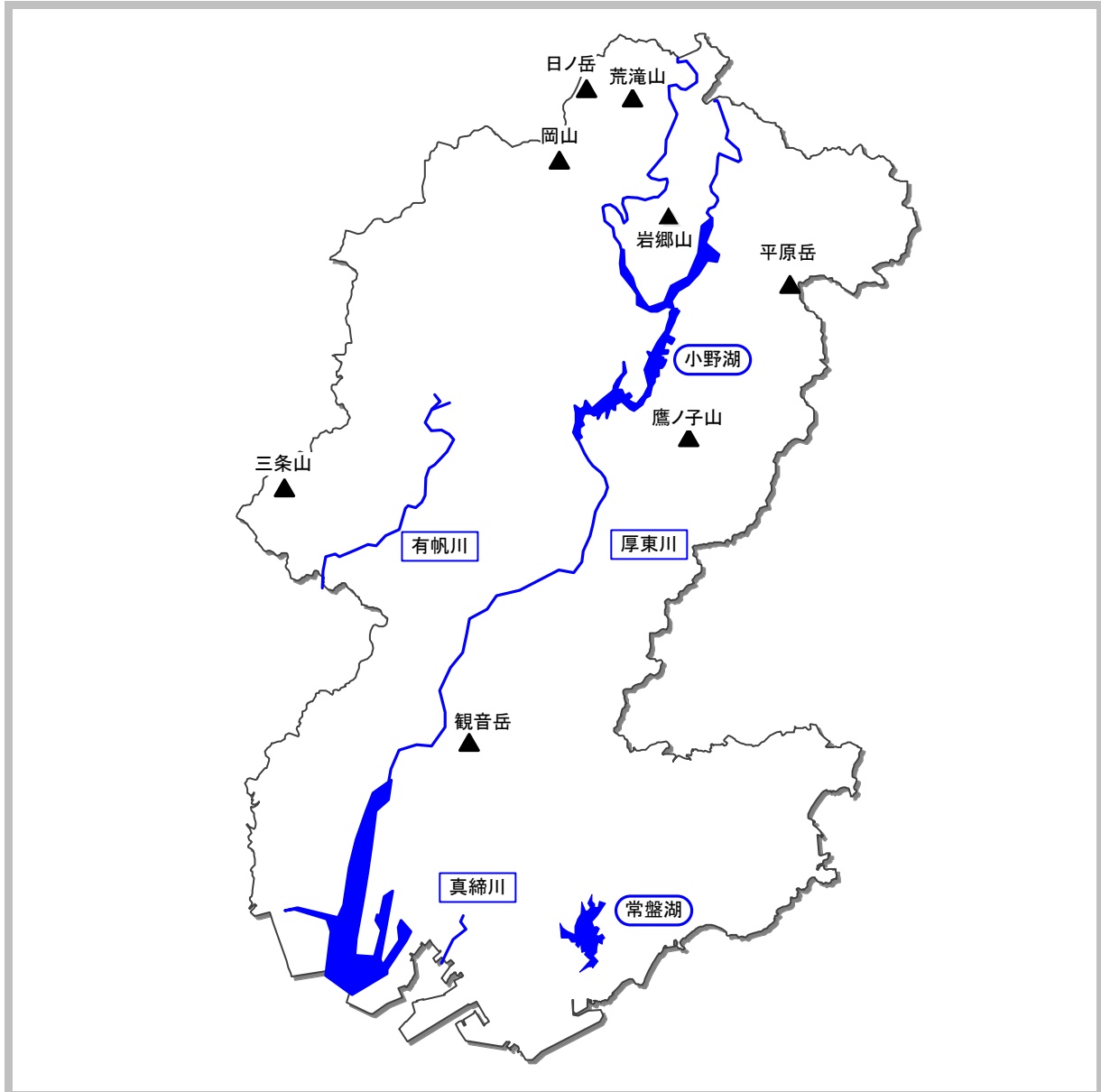
#### ◆図表 2-1 位置



## 2 地勢

本市の地勢は市内を厚東川や有帆川が南北に貫流し、北に市内最高峰の荒滝山（459m）がそびえ、中国山地の丘陵地帯を形成しています。厚東川河口付近の両岸に広がる平野部および海岸沿いの平地には、市街地が広がり、人口集中地区を形成しています。

◆図表 2-2 地勢

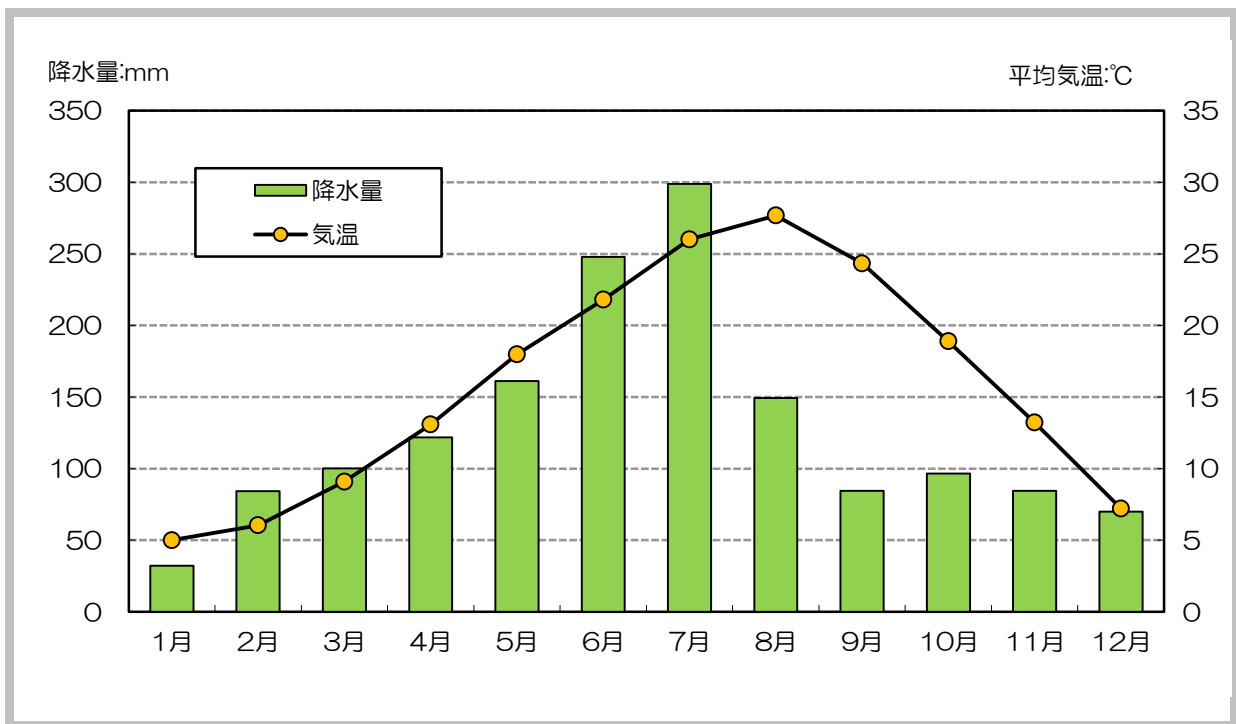


### 3 気候

本市は、瀬戸内海式気候に属し、年間を通じ温暖な気候です。過去5年間の年間平均気温は15.9℃と比較的温暖で、年間降水量は1,531.5mmとなっており、梅雨と台風時期が降水量が多くなります。

◆図表 2-3 気象概要

年次	平均気温(℃)			降水量(mm)	
	日平均	日最高	日最低		
平成22年	16.1	19.6	12.7	1671.0	
平成23年	15.7	19.2	12.4	1596.0	
平成24年	15.6	19.2	12.2	1415.5	
平成25年	16.2	20.0	12.6	1527.5	
平成26年	15.7	24.5	6.9	1447.5	
平成22～26年間の平均値	15.9	20.5	11.4	1,531.5	
1月	5.0	9.7	0.1	32.2	
	2月	6.0	10.9	1.4	84.4
	3月	9.1	14.1	3.5	100.1
	4月	13.1	18.4	7.7	121.9
	5月	18.0	23.2	12.6	161.1
	6月	21.8	25.6	18.9	247.9
	7月	26.0	30.1	23.0	298.8
	8月	27.7	31.5	24.3	149.4
	9月	24.3	28.8	20.4	84.5
	10月	18.9	23.6	13.6	96.6
	11月	13.2	18.0	8.0	84.6
	12月	7.2	12.4	2.4	70.0



資料：気象庁ホームページ

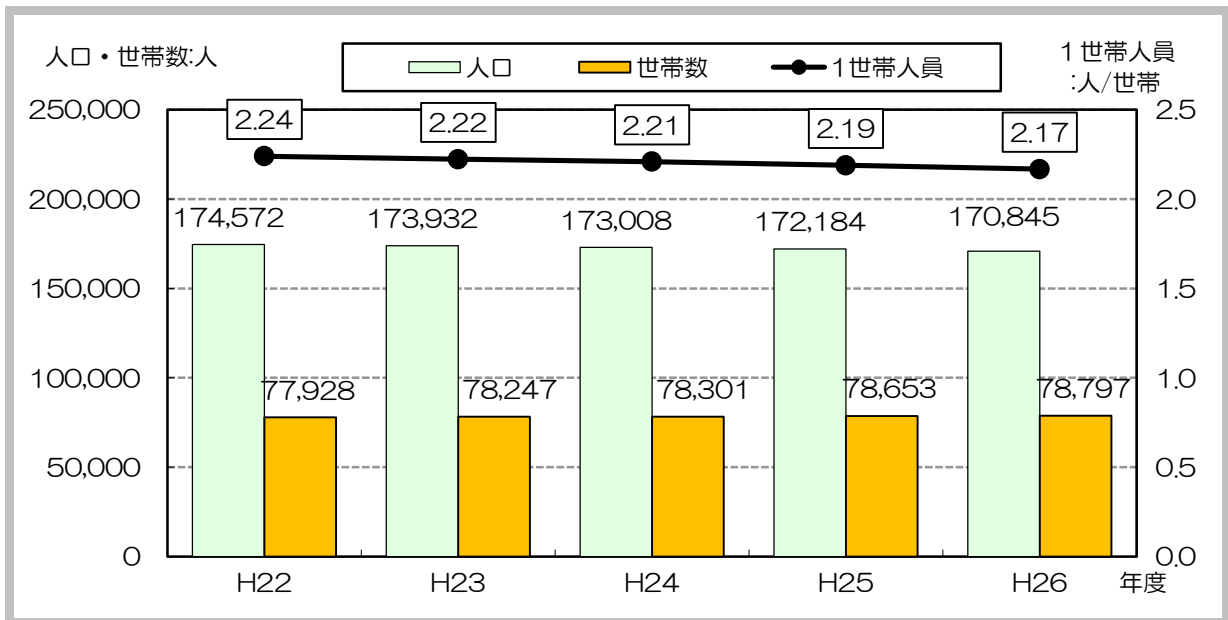
## 第2節 社会環境

### 1 人口及び世帯数

本市の人口は、過去5年間の間に約3,700人の減少傾向ですが、世帯数は約870世帯の増加傾向にあります。1世帯当たりの人員は2.24人から2.17人の減少傾向であり、核家族化の進行がうかがえます。

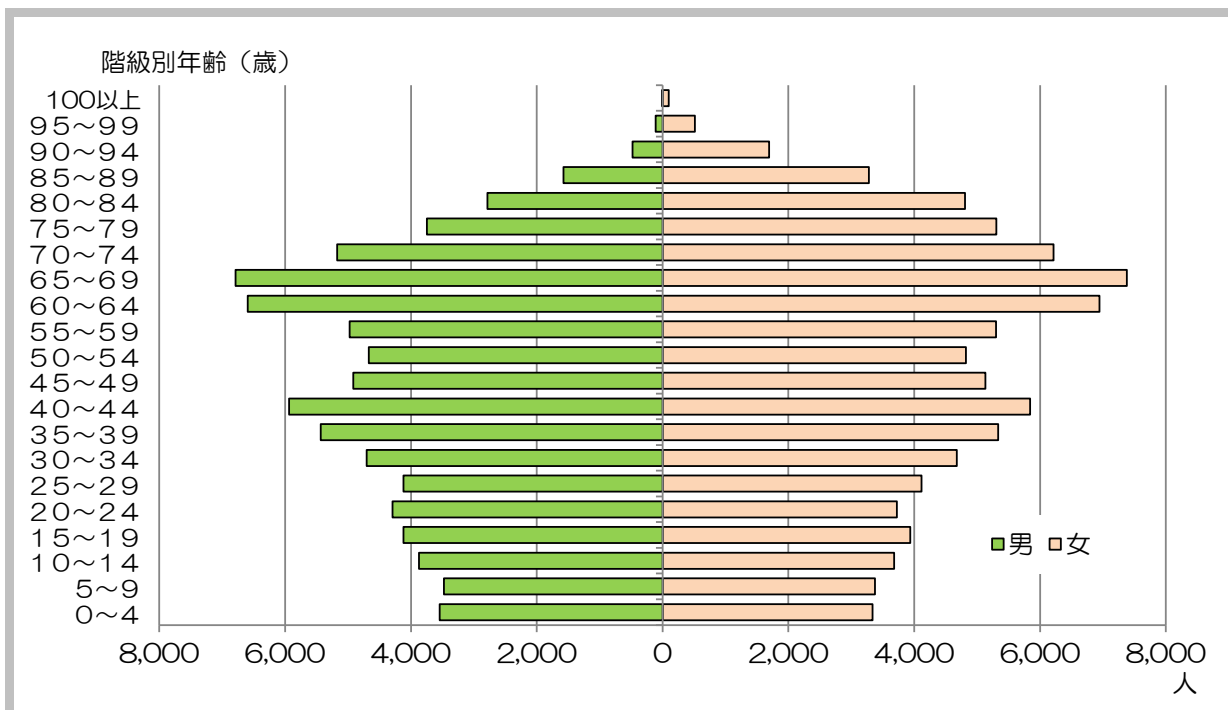
年齢の階級構成をみると、男女とも65～69歳階級が最も多く、次いで60～64歳階級が多くなっており、少子高齢化が進んでいます。

◆図表 2-4 人口及び世帯数



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

◆図表 2-5 年齢別人口及び世帯数（平成26年）



資料：住民基本台帳（平成26年10月1日）

## 2 産業

本市における産業大分類別事業所数及び従業員数の推移をみると、平成 21 年から 24 年にかけて全体的に事業所数、従業員数ともに減少しています。

医療、福祉については、事業所数及び従業員ともに増加しています。

◆図表 2-5 産業大分類事業所数及び従業員数の推移

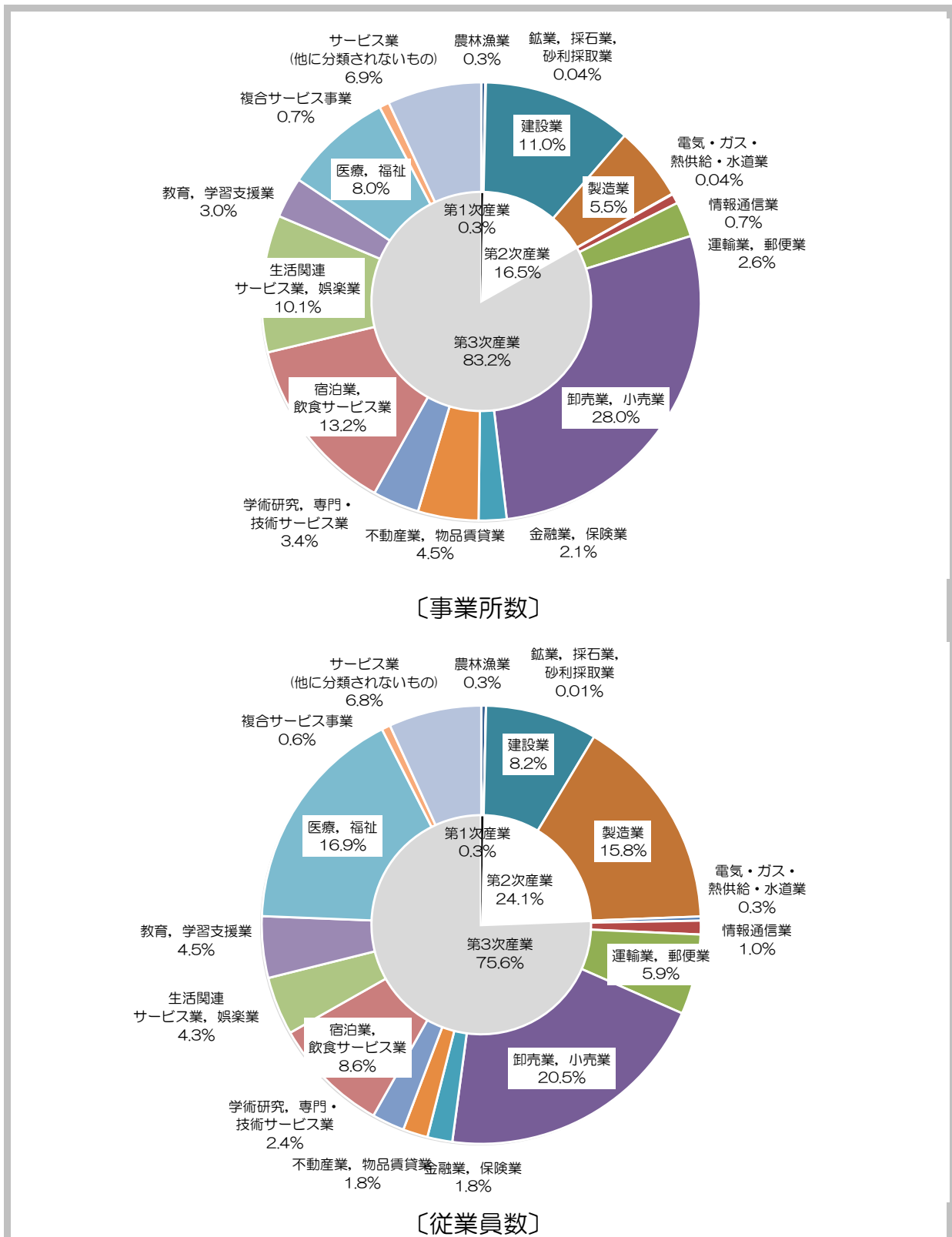
項目	就業者数	事業所数		従業員数	
		H21	H24	H21	H24
第1次産業		19	20	283	249
農林漁業		19	20	283	249
第2次産業		1,241	1,127	17,849	17,468
鉱業、採石業、砂利採取業		4	3	10	5
建設業		824	750	6,283	5,985
製造業		413	374	11,556	11,478
第3次産業		6,241	5,674	63,669	54,891
電気・ガス・熱供給・水道業		20	3	546	218
情報通信業		57	49	781	736
運輸業、郵便業		192	177	5,180	4,292
卸売業、小売業		2,106	1,908	16,029	14,873
金融業、保険業		142	140	1,382	1,335
不動産業、物品賃貸業		327	304	1,205	1,327
学術研究、専門・技術サービス業		265	234	2,178	1,741
宿泊業、飲食サービス業		997	899	6,813	6,262
生活関連サービス業、娯楽業		711	689	3,359	3,116
教育、学習支援業		269	205	5,004	3,293
医療、福祉		524	544	12,022	12,277
複合サービス事業		60	50	845	464
サービス業（他に分類されないもの）		494	472	6,593	4,957
公務（他に分類されるものを除く）		77	…	1,732	…
合計		7,501	6,821	81,801	72,608

注) H24 では公務は調査されていない。

資料：H21 経済センサス基礎調査  
H24 経済センサス活動調査

平成 24 年度の事業所数割合をみると、卸売業・小売業が 28.0%と最も多く、次いで、宿泊業、飲食サービス業 13.2%、建築業 11.0%の順となっています。従業員数割合では、卸売業・小売業が 20.5%と最も多く、次いで、医療・福祉が 16.9%、製造業が 15.8%の順となっています。本市は基幹産業に重工業があり、製造業と商業のバランスがとれています。

◆図表 2-5 産業別就業数



注) 端数処理のため合計値が 100%にならない。

資料：総務省統計局「平成 24 年経済センサス活動調査」

### 3 観光

本市の観光客数は年々増加傾向にあり、H26年に100万人を突破しました。5年前と比較すると、約1.6倍増加となっています。

観光資源としては、ときわ公園、ときわ動物園、キワ・ラ・ビーチ（岐波海水浴場）、楠こもれびの郷などがあります。ときわ公園の彫刻野外展示場では、大規模な野外彫刻の公募展「UBEピエンナーレ（現代日本彫刻展）」が2年に一度開催されています。

◆図表 2-6 年間観光客数

年次	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
観光客数（人）	672,072	648,414	738,614	821,193	1,068,079

資料：県観光振興課

## 第3節 生活環境

### 1 上水道

本市の水道普及率は、平成26年度99.3%であり、山口県平均93.3%（平成25年度）を上回っています。

◆図表 2-7 水道普及状況

地域	行政区域内人口（人）	現在給水人口（人）	普及率
宇部市（H26年度）	169,021	167,892	99.3%

山口県（H25年度）	1,411,067	1,316,596	93.3%
------------	-----------	-----------	-------

資料：宇部市水道事業業務状況報告書  
山口県生活衛生課

### 2 下水道

本市の下水道普及率は、平成26年度75.7%であり、山口県平均62.8%（平成25年度）を上回っています。

◆図表 2-8 下水道普及状況

地域	行政区域内人口（人）	処理区域人口（人）	普及率
宇部市（H26年度）	169,821	128,624	75.7%

山口県（H25年度）	—	—	62.8%
------------	---	---	-------

資料：宇部市上下水道局  
国土交通省報道発表資料抜粋



## 第4節 都市環境

### 1 土地利用

本市の地目別面積は、山林が49.1%と最も多く、次いで、宅地19.9%、田16.6%の順になっています。

◆図表 2-9 地目別面積（平成26年1月1日）

地目	総数	田	畑	宅地	鉱泉地
面積 (㎡)	161,550,728	26,818,311	7,989,102	32,143,236	5
割合 (%)	100.0%	16.6%	4.9%	19.9%	0.1%未満

地目	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
面積 (㎡)	81,280	79,321,319	8,760	3,299,149	11,889,566
割合 (%)	0.1%	49.1%	0.1%未満	2.0%	7.4%

資料：市資産税課「概要調書」

### 2 交通

本市には陸・海・空の交通網が整備されています。陸上の道路交通網としては、市の中央部を山陽自動車道（宇部下関線）が貫き、鉄道交通網としては、山陽本線、宇部線、小野田線があります。海上交通網としては宇部港、また、空港としては山口宇部空港があります。

◆図表 2-10 交通



出典：宇部市

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 第1節 ごみ処理の現状と課題

### 1 ごみの分別

本市のごみ分別区分は、ステーションに出せるごみを大きく分けて、「月・水・金の燃やせるごみ」、「月1回収集の燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「危険ごみ」、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」、「びん・缶」、「紙製容器包装」、「古紙」の9分別としています。そのうち、古紙は新聞、雑誌、段ボールに細分化しています。

また、ステーションに出せないごみとして、「埋立てごみ」、「粗大ごみ」があります。

◆図表3-1 ステーションに出せるごみ

分別区分		具体的な品目	本計画での名称	
月・水・金の燃やせるごみ		台所ごみ、保冷剤、乾燥剤、食用油、紙おむつ、紙ごみ、草や枝 など	燃やせるごみ	
月1回収集の燃やせるごみ		布・繊維・革製品、寝具、衣類、ぬいぐるみ、はきもの類、鞆類、カセットテープ など		
燃やせないごみ		小型電化製品、金属製品、ガラス・陶磁器類、プラスチック製品、焼却灰 など	燃やせないごみ	
危険ごみ		乾電池、ライター、蛍光灯、水銀使用の体温計		
資源ごみ	プラスチック製容器包装	ポリ袋・ラップ類、チューブ・ボトル類、ふた・キャップ類、食品トレー・パック類 など	資源ごみ	プラスチック製容器包装
	ペットボトル	飲料水・酒・ジュースなどのペットボトル		ペットボトル
	びん・缶	飲み物・食品の缶、スプレー缶、飲み物・油・調味料・化粧品のびん		びん・缶
	紙製容器包装	箱・ケース類、包装紙・紙袋類、台紙・中仕切り類、紙パック類		紙製容器包装
	古紙	新聞		新聞、広告紙
雑誌		雑誌、写真集 など		
段ボール		段ボール		

◆図表3-2 ステーションに出せないごみ

分別区分	具体的な品目	本計画での名称
埋立てごみ	土砂、がれき、コンクリート、ブロック、石、瓦、ボウリングの玉 など	埋立てごみ
粗大ごみ (長さ1m、幅50cm、奥行50cm、重さ10kgを超える物)	机、食器棚、ベッド、たたみ、たんす、サイドボード、ロッカー、自転車、テーブル、流し台、鏡台、ステレオ、オルガン、電気こたつ など	粗大ごみ

## 2 ごみ処理の流れ

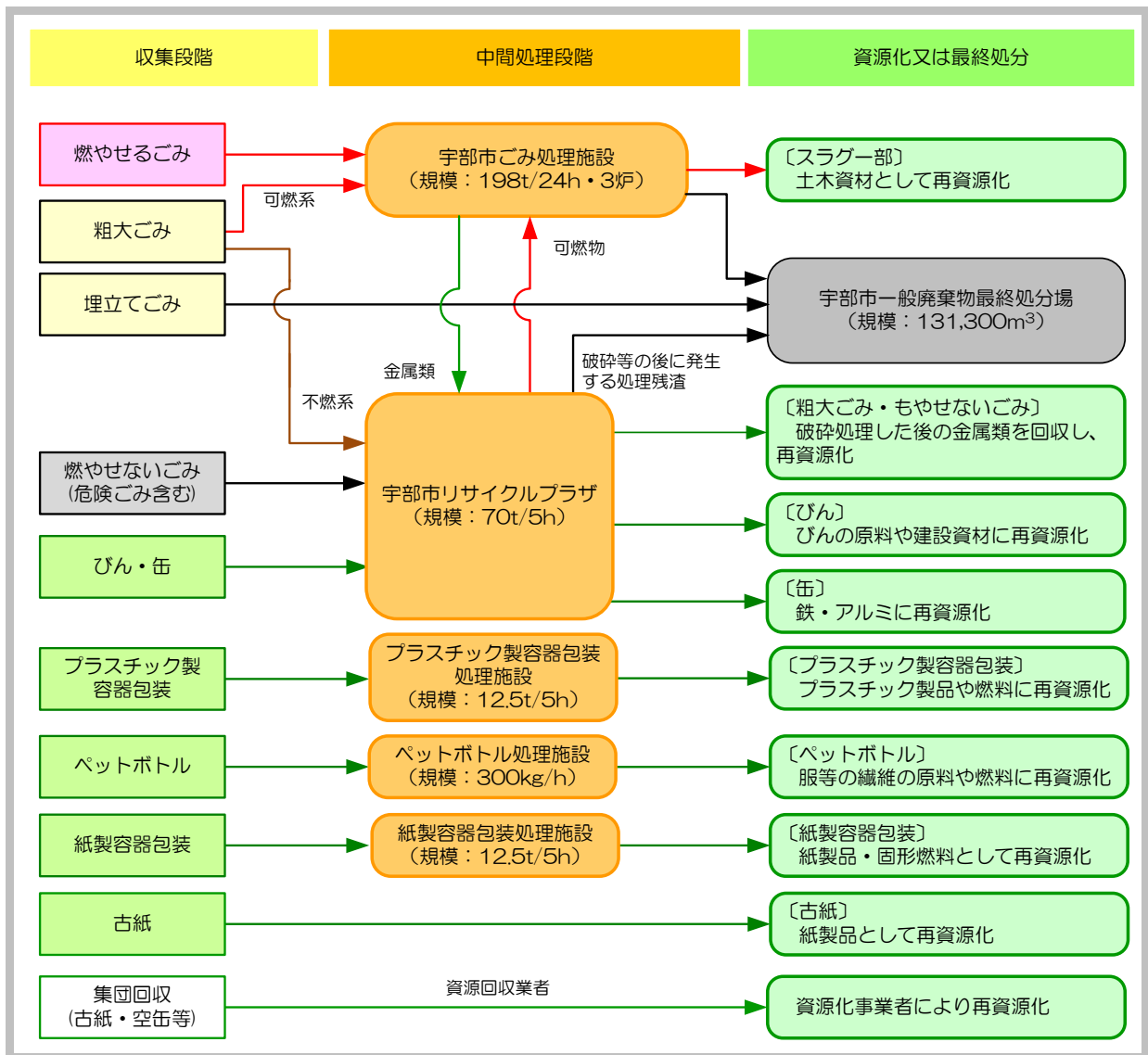
本市内から排出されたごみは、本市が管理運営するごみ処理施設に搬入され、中間処理、一時保管等を行ったうえで再資源化等を行っています。

燃やせるごみは、宇部市ごみ処理施設で焼却処理した後、溶融スラグの一部は再資源化、焼却残渣は宇部市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分をしています。

燃やせないごみや粗大ごみ、びん・缶は宇部市リサイクルプラザで破碎・選別処理のうえ、金属類やガラス類の資源物回収とごみの減容化を行い、不燃性残渣は宇部市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分をしています。

その他の資源ごみは、圧縮・梱包等の処理をし、一時貯留したのち業者に引き渡して資源化しています。

◆図表3-3 ごみ処理フロー

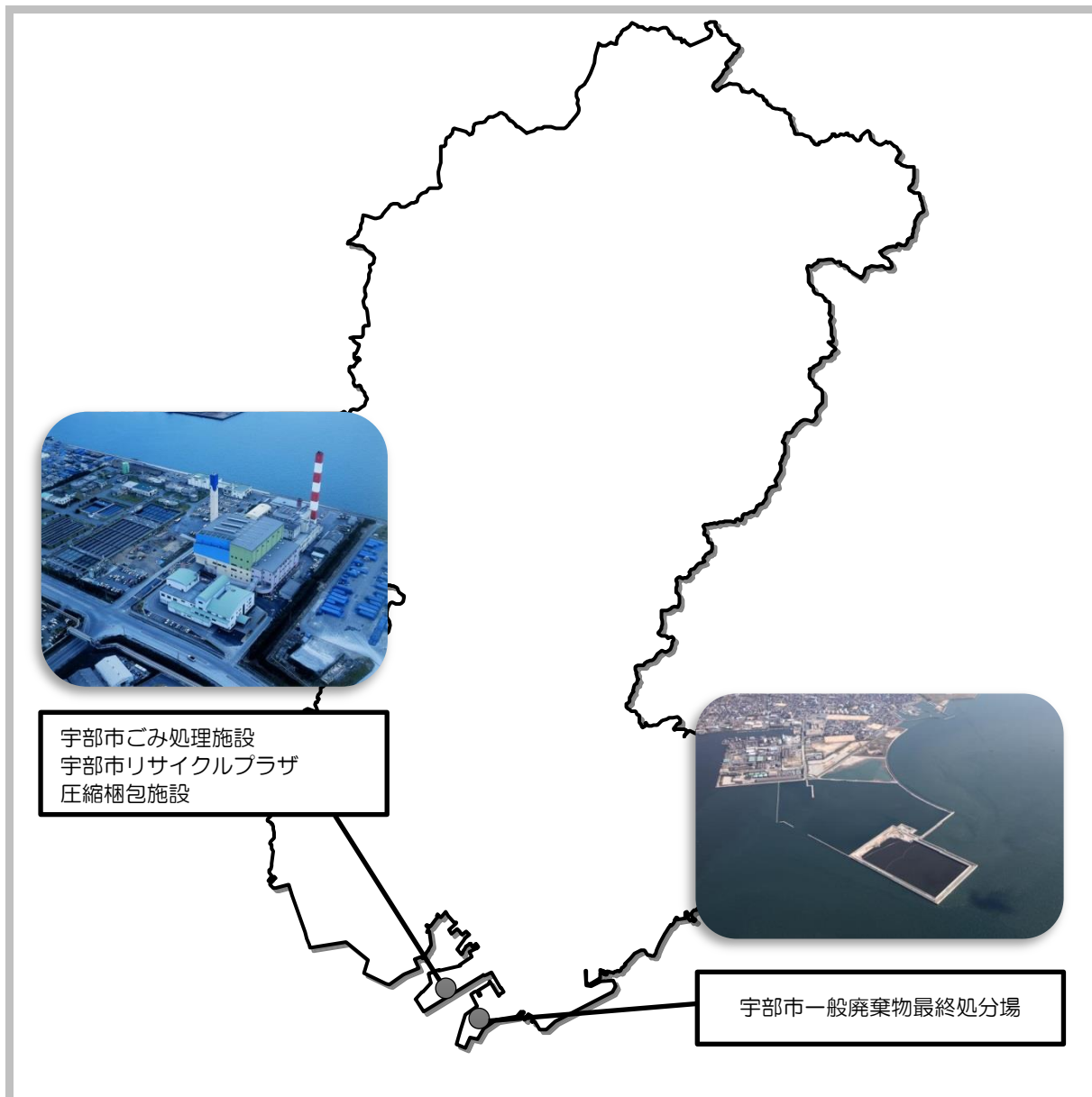


### 3 ごみ処理施設

宇部市ごみ処理施設では、燃やせるごみを焼却処理するとともに、余熱を利用して発電を行っています。

宇部市ごみ処理施設、宇部市リサイクルプラザ、圧縮梱包施設、宇部市一般廃棄物最終処分場はいずれも本市南部沿岸の工場地帯に立地しています。

◆図表3-4 施設の位置



◆図表3-5 施設の概要

名 称	宇部市ごみ処理施設
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
処理施設	ガス化溶融施設
処理能力	198t/日（66t/24h×3炉）
処理方式	全連続燃焼式ガス化溶融方式（流動床式）
竣 工 年	平成15年2月
備 考	ごみ発電（4,000kW）

名 称	宇部市リサイクルプラザ
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
処理施設	リサイクルプラザ
処理能力	70t/5h（粗大ごみ系45t、資源ごみ系25t）
処理方式	選別・破碎・圧縮処理
竣 工 年	平成7年3月

名 称	圧縮梱包施設
所 在 地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5
処理施設	圧縮梱包施設
処理能力	300kgt/h（ペットボトル）、12.5t/5h（プラスチック製容器包装）、 12.5t/5h（紙製容器包装）
処理方式	圧縮梱包
竣 工 年	ペットボトル：平成10年、プラスチック：平成12年、紙製容器包装：平成12年

名 称	宇部市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	宇部市大字沖宇部525番地124等の地先公有水面
処理施設	宇部市一般廃棄物最終処分場
埋立面積	93,726m <sup>2</sup>
埋立容量	131,300m <sup>3</sup>
埋立場所	海面埋立
処理方式	片押し工法
竣 工 年	平成20年11月
備 考	浸出水処理：下水道放流

## 4 ごみ排出量

本市の年間ごみ排出量は、収集ごみ、集団回収は減少傾向ですが、事業系ごみを含む直接搬入ごみは増加傾向となっています。総排出量は、平成 25 年度に大きく増加し、その後減少に転じています。

ごみの種類別では、燃やせるごみ、燃やせないごみが増加し、資源ごみ、埋立てごみが減少しています。

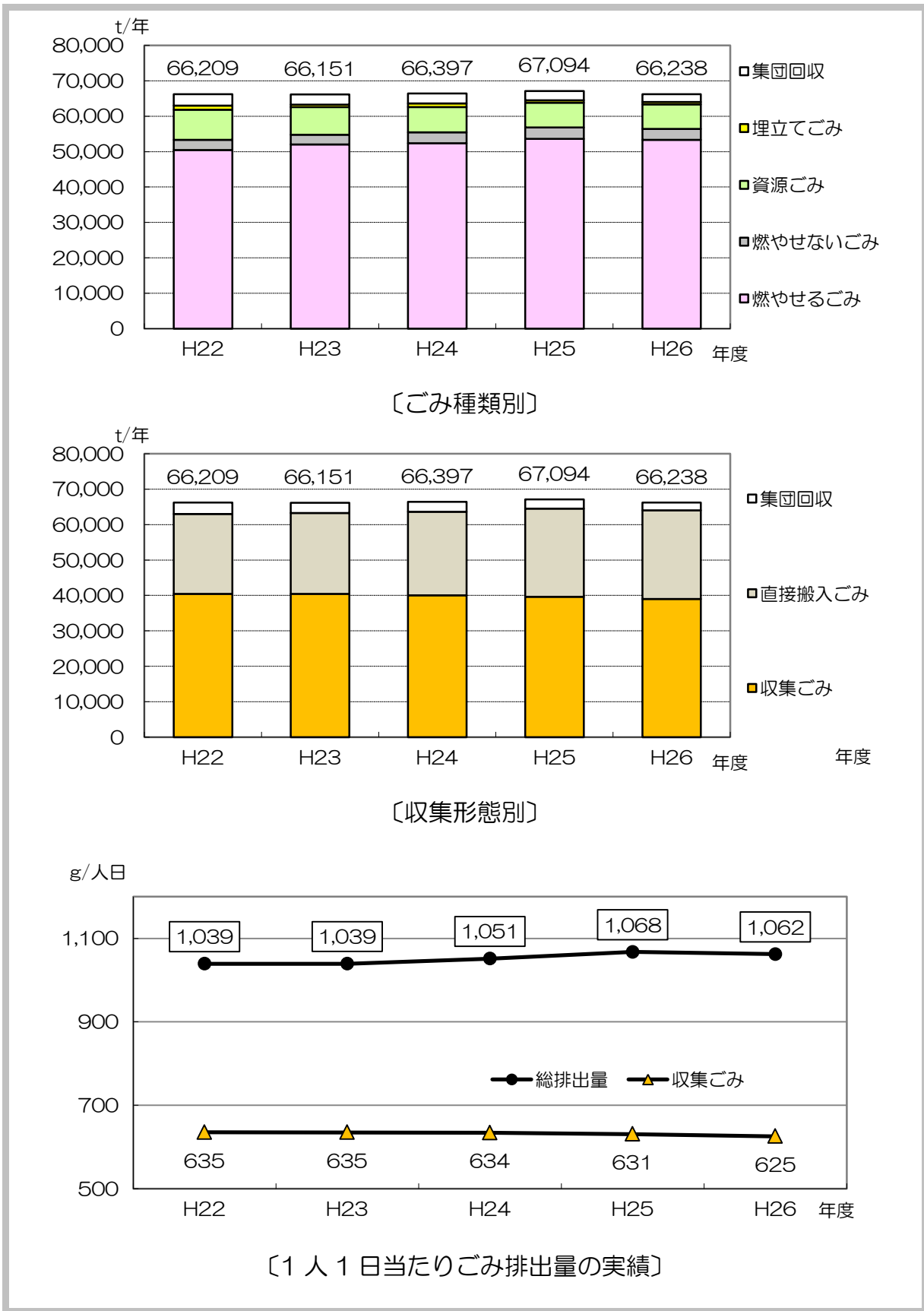
総排出量の市民 1 人 1 日当たりごみ排出量は、平成 25 年度までは増加傾向を示し、平成 26 年度は 1,062g と若干減少しています。なお、収集ごみの 1 人 1 日当たりごみ排出量は、減少傾向にあり、平成 26 年度は 625g です。

◆図表 3-6 ごみ排出量の推移 (1)

単位：t、人

項目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
人口 (10 月 1 日)	174,572	173,932	173,008	172,184	170,845
燃やせるごみ	50,477	52,008	52,333	53,619	53,341
収集	31,185	31,880	31,833	31,607	31,032
直接搬入	19,292	20,128	20,500	22,012	22,309
燃やせないごみ (粗大ごみ含む)	2,849	2,771	3,114	3,181	3,090
収集	1,537	1,454	1,755	1,736	1,700
直接搬入	1,312	1,317	1,359	1,445	1,390
資源ごみ	8,498	7,780	7,146	7,025	6,938
収集	7,715	7,060	6,423	6,283	6,254
直接搬入	783	720	723	742	684
埋立てごみ	1,167	725	984	680	658
収集	22	19	21	21	19
直接搬入	1,145	706	963	659	639
<b>合計</b>	<b>62,991</b>	<b>63,284</b>	<b>63,577</b>	<b>64,505</b>	<b>64,027</b>
<b>総排出量</b>	<b>66,209</b>	<b>66,151</b>	<b>66,397</b>	<b>67,094</b>	<b>66,238</b>
収集ごみ	40,459	40,413	40,032	39,647	39,005
直接搬入	22,532	22,871	23,545	24,858	25,022
集団回収	3,218	2,867	2,820	2,589	2,211
総排出量の 1 人 1 日当たり ごみ排出量 (g/人日)	1,039	1,039	1,051	1,068	1,062
収集ごみの 1 人 1 日当たり ごみ排出量 (g/人日)	635	635	634	631	625

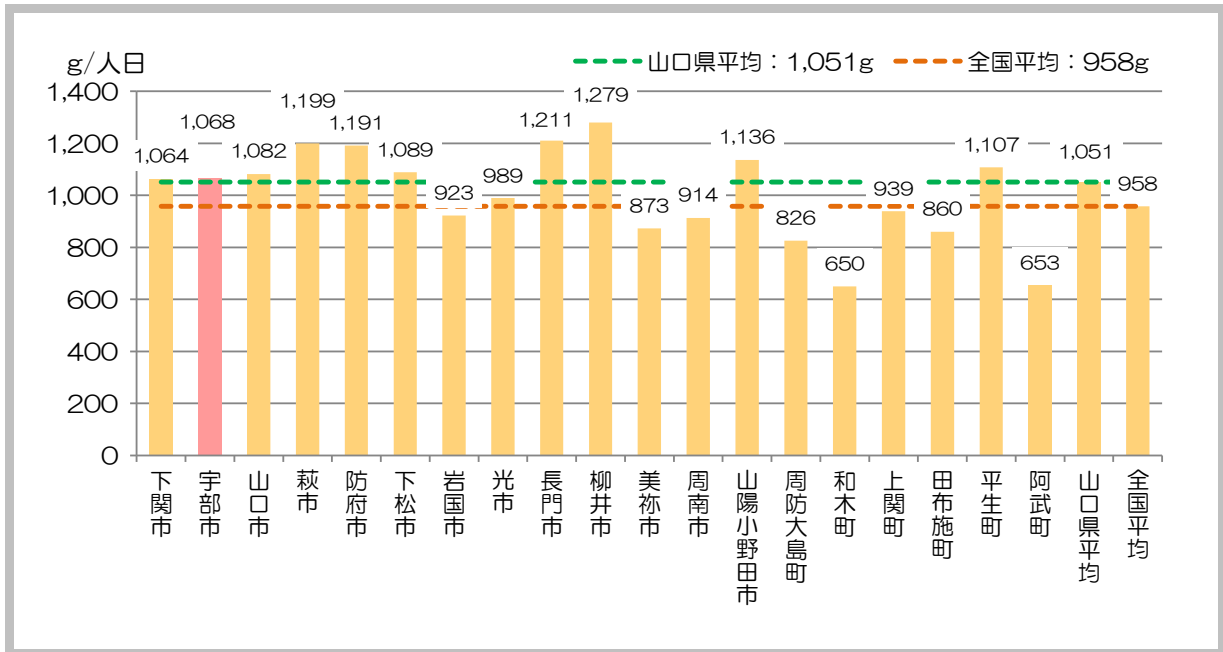
◆図表3-6 ごみ排出量の推移(2)



注) 1人1日当たりごみ排出量=総排出量または収集ごみ量の合計÷人口÷年間日  
人口は10月1日の住民基本台帳

本市の1人1日当たりごみ排出量は、山口県平均とほぼ同程度で、山口県内自治体で9番目に多い数値となります。全国平均と比較すると110g多い数値です。

◆図表3-7 平成25年度1人1日当たりごみ排出量の比較



注) 人口は住民基本台帳による(平成25年10月1日現在)

資料: 環境省「一般廃棄物処理実態調査票」(山口県及び他自治体)

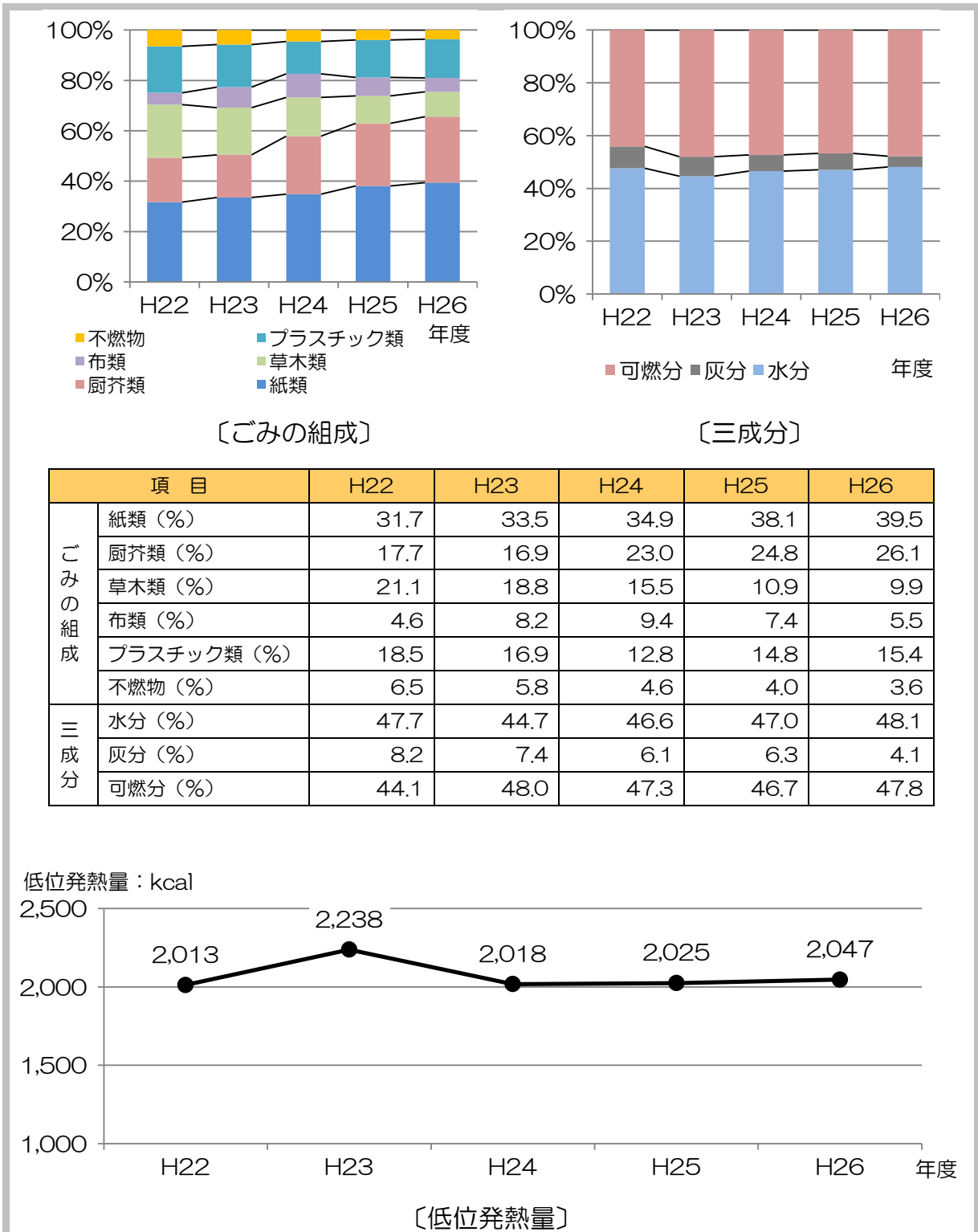


## 5 ごみの性状

本市の燃やせるごみの性状については、宇部市ごみ処理施設で実施している組成調査結果によると、ごみ種類組成では、紙類や厨芥類が多く占めています。三成分では可燃分、水分がともに46%程度を占めています。

ごみの低位発熱量は、概ね2,000kcalで推移しています。

◆図表3-8 ごみの性状



## 6 ごみの再生利用

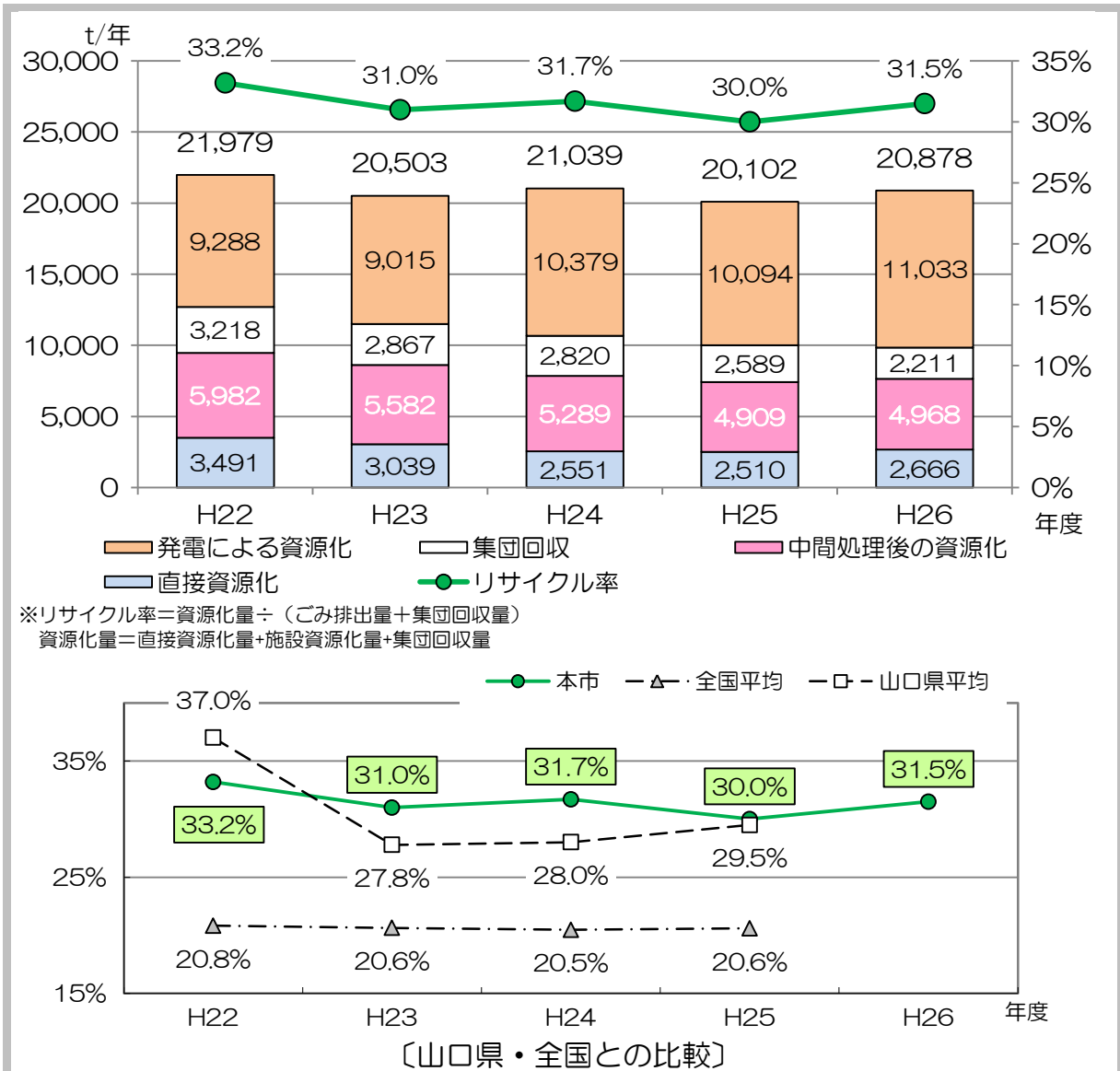
本市におけるごみの再生利用は、市民が主体となって実施している集団回収や資源ごみの分別、ごみ処理施設における選別等の中間処理による資源化を図っています。さらに焼却の熱エネルギーを利用したごみ発電により、ごみの再生利用を図っています。

年間資源化量は、概ね 21,000t 程度で推移しており、平成 26 年度は 20,878t です。リサイクル率は 30%前後で、平成 26 年度は 31.5%です。

◆図表 3-9 本市の再生利用の手法

区分	手法等の概要
集団回収	集団回収を実施した、自治会・子ども会等の団体に対して、再生資源（古紙、古繊維類、金属類、空きびん類）の回収量に応じて、奨励金を交付している。
資源ごみ分別と選別等処理	びん・缶を施設において選別し、古紙、容器包装類を分別収集して資源化している。 粗大ごみ等は、破碎等により有価物を回収し、資源化している。
ごみ発電 (サーマルリサイクル)	燃やせるごみを焼却する時に発生する熱エネルギーを利用し、発電を行っている。

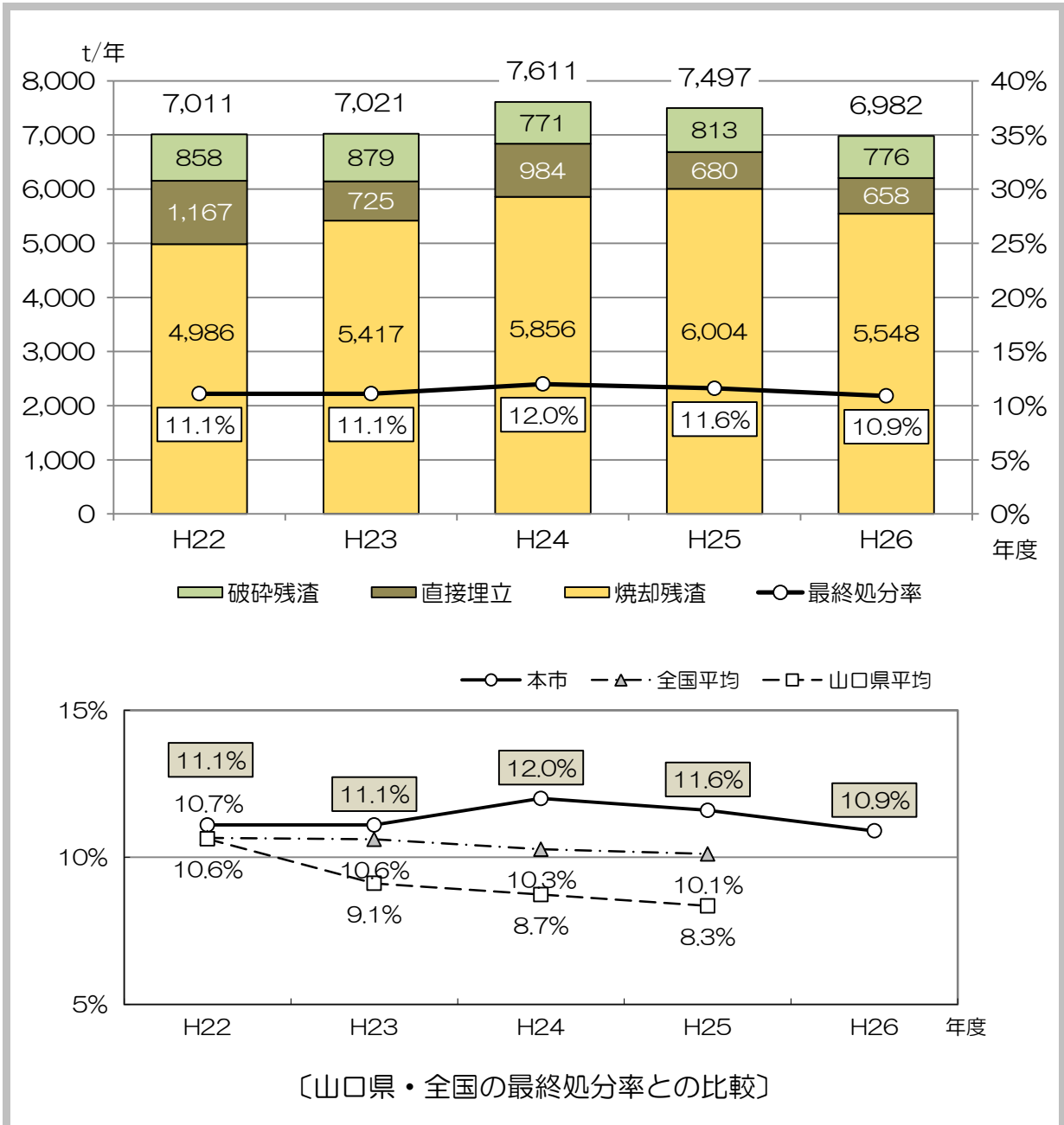
◆図表 3-10 再生利用の状況



## 7 ごみの最終処分量

本市では、焼却処理後の残渣やリサイクルプラザで資源物を回収した後の再資源化が困難な陶器、ガラス等を埋立処分しています。年間最終処分量は、平成 24 年度に 7,611t まで増加しましたが、その後減少し、平成 26 年度は 6,982t まで減少しています。ごみ排出量に対する最終処分量の割合(以下「最終処分率」とします。)は、平成 26 年度において 10.9% です。

◆図表 3-11 最終処分の状況



## 8 排出及び収集方法

家庭から分別して出されたごみは、以下に示す方式・体制にて収集しています。

ごみの出し方は、「月・水・金の燃やせるごみ」は指定袋制を導入していますが、その他のごみ（古紙・紙製容器包装除く）については、透明袋での排出となっています。

ごみの収集運搬は、直営または委託業者が行っています。粗大ごみは自らが搬入するか、申し込みによる戸別収集とし、品目ごとに手数料を収集時徴収しています。

また、本市では、分別収集するごみについて、ごみステーションまでごみを持っていくことが困難な高齢者や障害者の方々に対して、戸別に玄関先でのごみ収集を無料にて実施しています。

◆図表3-12 収集体制

分別区分		収集頻度	収集形態	排出容器	排出場所
月・水・金の燃やせるごみ		週3回	直営・委託	指定袋	ごみステーション
月1回収集の燃やせるごみ		月1回	直営	透明袋	ごみステーション
燃やせないごみ		月1回	直営	透明袋	ごみステーション
危険ごみ		月1回	直営・委託	透明袋	ごみステーション
資源ごみ	プラスチック製容器包装	週1回	直営・委託	透明袋	ごみステーション
	ペットボトル	月1回	直営	透明袋	ごみステーション
	びん・缶	月1回	委託	透明袋	ごみステーション
	紙製容器包装	月1回	委託	ひもで十字に縛る	ごみステーション
	古紙	月1回	委託		ごみステーション
新聞					
雑誌 段ボール					
粗大ごみ		随時	直営	-	戸別収集

注) 船木・万倉・吉部校区の収集形態はすべて委託

◆図表3-13 ふれあい戸別収集の概要

対象者	概ね65歳以上の方のみの世帯や障害者の方のみの世帯で、日常的に出るごみをごみステーションまで出すことが困難であり、戸別収集が必要な方。
利用料	無料
利用方法	戸別収集の対象になるかどうか調査が必要なため事前にお申し込み

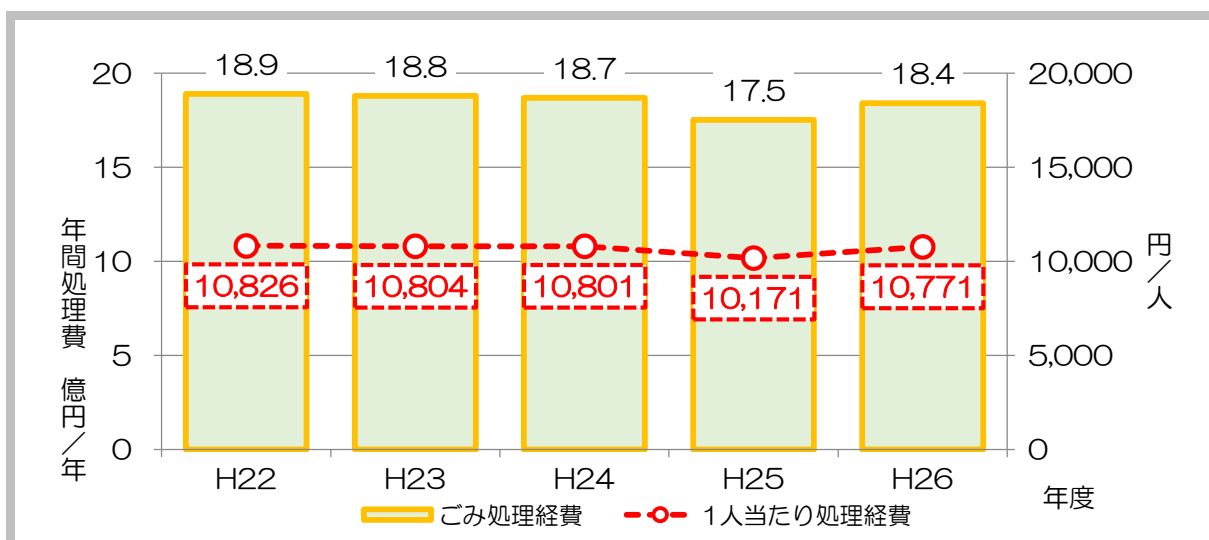
## 9 ごみ処理行財政

### ①ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、概ね 18 億円を推移しています。市民 1 人当たりでみると約 1,0800 円で推移しています。

◆図表 3-14 ごみ処理経費の推移（減価償却費除く）

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
人口（10月1日）	人	174,572	173,932	173,008	172,184	170,845
人件費	千円	930,200	857,868	833,824	792,752	741,974
経費	千円	961,407	1,034,586	1,025,091	1,028,557	1,175,009
利子	千円	45,336	38,425	15,616	6,149	4,163
電気収入	千円	47,063	51,671	5,889	76,208	80,969
合計	千円	1,889,880	1,879,208	1,868,642	1,751,250	1,840,177
1人当たり処理経費	円/人	10,826	10,804	10,801	10,171	10,771



◆図表 3-15 平成 26 年度のごみ処理経費（減価償却費除く）

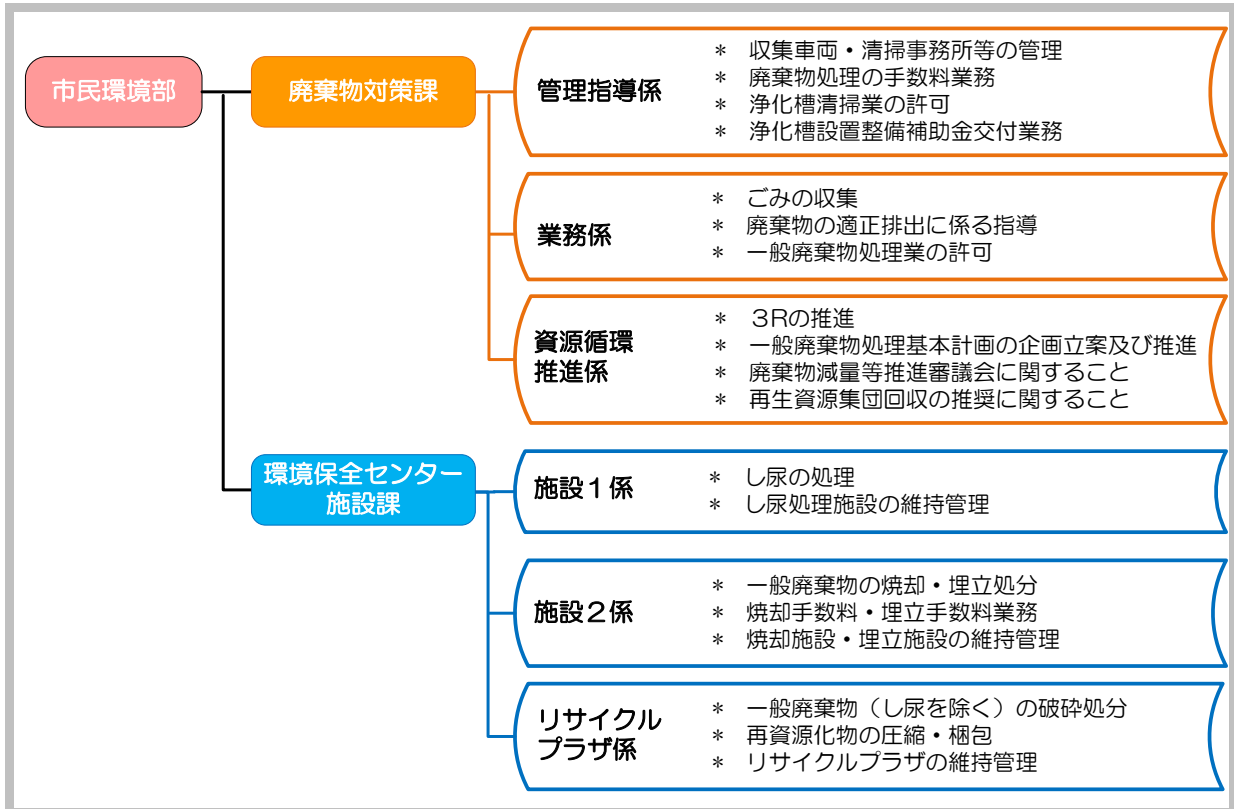
項目	単位	収集運搬		中間処理		最終処分	合計
		直営	委託	焼却	リサイクルプラザ	埋立	
処理量	t人	28,983	7,361	55,967	5,247	7,480	-
人件費	千円	454,838	-	269,003	18,133	-	741,974
経費	千円	44,555	129,438	744,502	224,087	32,427	1,175,009
利子	千円	-	-	3,402	-	761	4,163
電気収入	千円	-	-	80,969	-	-	80,969
合計	千円	499,393	129,438	935,938	242,220	33,188	1,840,177
1t当たり処理経費	円/t	17,591	17,584	16,723	46,164	4,437	-

## ②廃棄物行政の組織

本市における

ごみ処理行政は、廃棄物対策課がごみの収集やごみの排出抑制及び減量化の推進に関する業務を担当し、環境保全センター施設課がごみ処理施設の管理を行っています。

◆図表3-16 廃棄物行政の組織

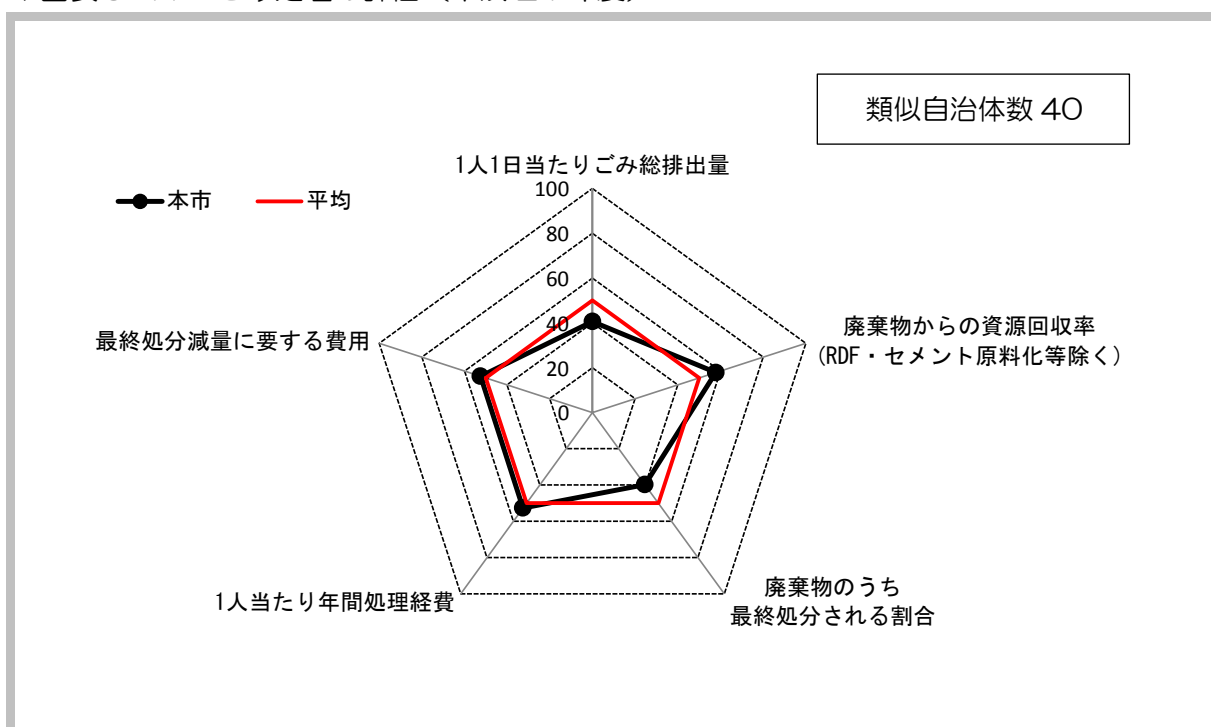


## 10 ごみ処理の評価

本市のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、平成24年度実績を基に、本市と産業構造が類似する自治体との比較評価を行いました。レーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

結果として、本市は5つの指標のうち3つは平均以上となっています。平均を下回っている1人1日当たりごみ総排出量と廃棄物のうち最終処分される割合の項目について、ごみ排出量や最終処分量の削減を推進する施策が必要です。

◆図表3-17 ごみ処理の評価（平成24年度）



指標		指数の見方
循環型社会形成	1人1日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

## 11 ごみ処理に関するアンケート調査結果

平成 27 年 9 月に全市民を対象に本市のごみ処理に関するアンケート調査を行いました。平成 22 年度に実施したごみ処理に関するアンケート調査結果と比較すると以下のような傾向がみられました。

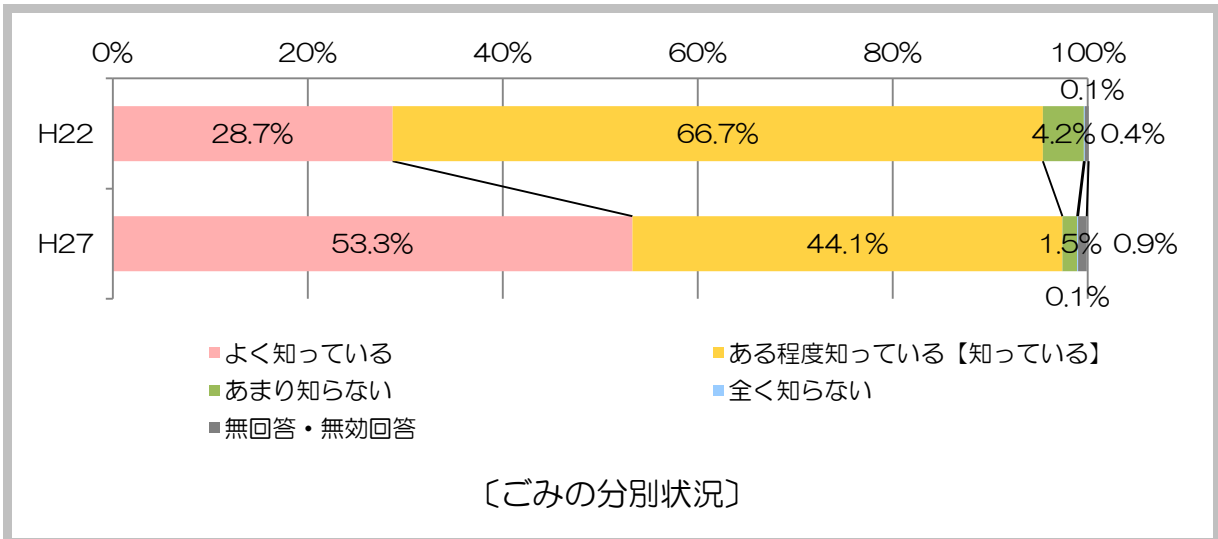
ごみの分別状況について、平成 22 年度は「よく知っている」と答えた人は 28.7%でしたが、平成 27 年度は 53.3%と半数を超えており、ごみの分別に認知度が高くなっています。

日常生活においてごみを減らすための取組については、「マイバッグ（エコバッグ）の使用」が共に 90%以上と大半を占めており、平成 21 年 4 月からはじまったレジ袋無料配布の中止によるマイバッグ持参が浸透していることがわかります。「環境に優しい商品の優先的購入」（61.7%⇒70.0%）については、平成 22 年度と比較して、平成 27 年度が増加しており、市民の環境配慮型商品について意識が高くなっていますが、「買いすぎない【必要なものだけ購入】」（57.3%⇒47.4%）については、平成 22 年度と比較して約 10 ポイント減少しており、購買意識に若干変化がみられます。

ごみを減らすために新たな取組への協力については、「苳草や剪定枝のみの分別」（29.1%⇒47.0%）、「古着・古布の分別」（34.7%⇒46.7%）について平成 27 年度ではそれぞれ 10 ポイント以上増加し、分別への協力が高い状況です。

（詳細は巻末参考資料参照）

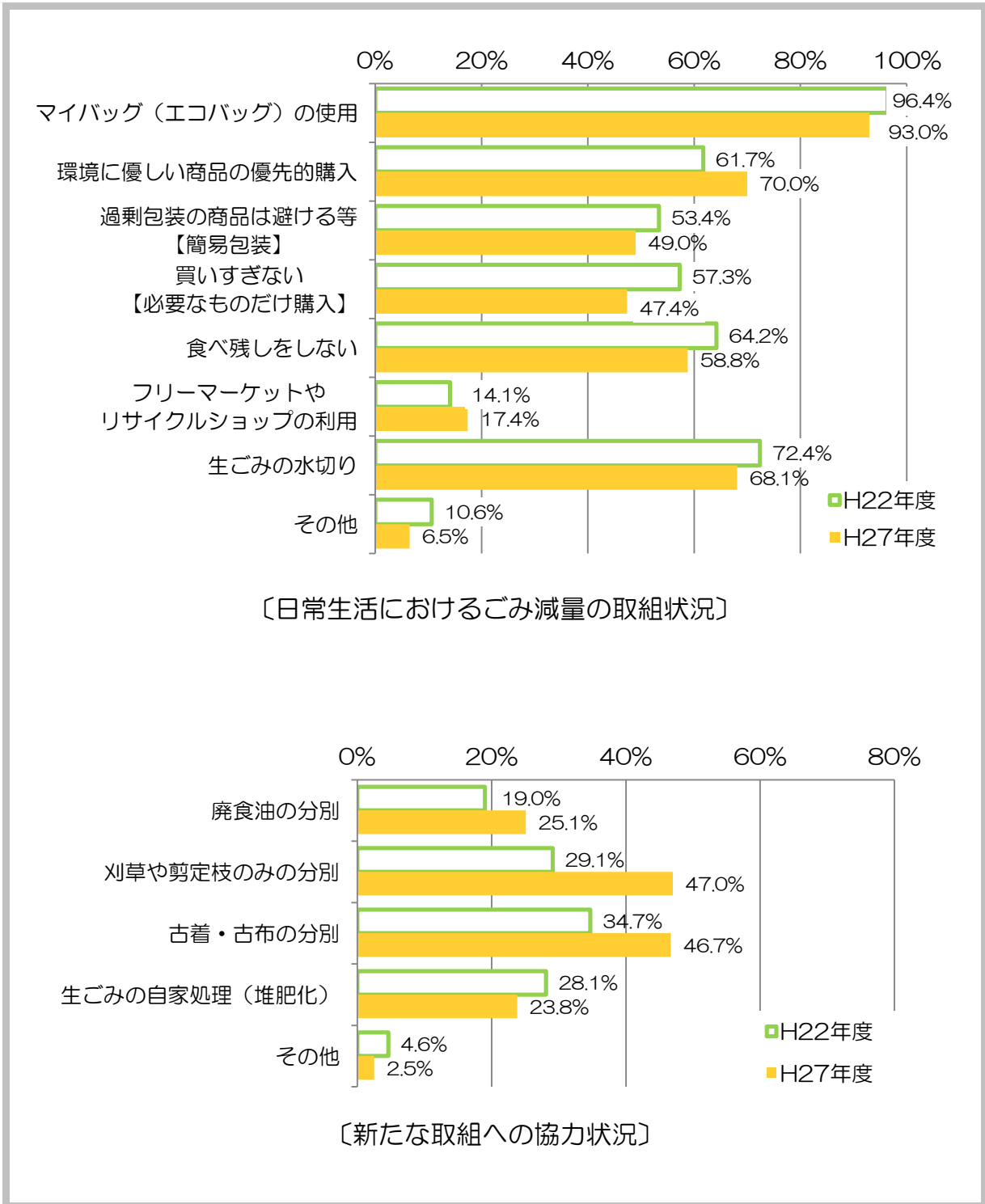
◆図表 3-18 アンケート調査結果（1）



注）【 】は H22 年度実施時の選択肢



◆図表3-18 アンケート調査結果(2)



注) 【 】はH22年度実施時の選択肢

## 12 課題

本市における現状のごみ処理について、ごみの排出から最終処分に至るまでの課題は以下のとおりです。

### ①ごみの排出に関する事項

#### ごみの排出抑制・分別徹底が必要

- ・ 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量(H26:1,062g)は、山口県平均(H25:1,051g)や全国平均(H25:958g)と比較すると高い数値となっています。
- ・ ごみ量の増加の要因は直接搬入の燃やせるごみの増加であるため、事業所でのごみの減量化と適正処理が必要です。
- ・ 日常生活や事業活動において、ごみの減量に対する意識を持ち、ごみの分別徹底や排出削減に取り組むことが必要です。

### ②資源化に関する事項

#### リサイクルの推進

- ・ 本市のリサイクル率は、30%前後で推移しており、山口県平均と同程度、全国平均と比較すると高いリサイクル率となっていますが、資源ごみ量や集団回収量は年々減少傾向となっているため、分別の徹底を促進していくことが必要です。
- ・ ごみ処理施設から出る溶融スラグの再利用の促進のため、市場調査や公共事業への活用を検討することが必要です。

### ③中間処理に関する事項

#### ごみ処理施設のあり方についての検討が必要

- ・ 本市が管理しているごみ処理施設は、供用開始から 13~20 年が経過しており、設備の老朽化が進んでいることから、長期的に安定的かつ適正なごみ処理を行うために、既存施設の延命化または更新を含めた将来的なごみ処理施設の整備方針についての検討が必要な時期です。

### ④最終処分に関する事項

#### 最終処分量の削減が必要

- ・ ごみ排出抑制やリサイクルを促進することで、最終処分量の削減を図ることが必要です。

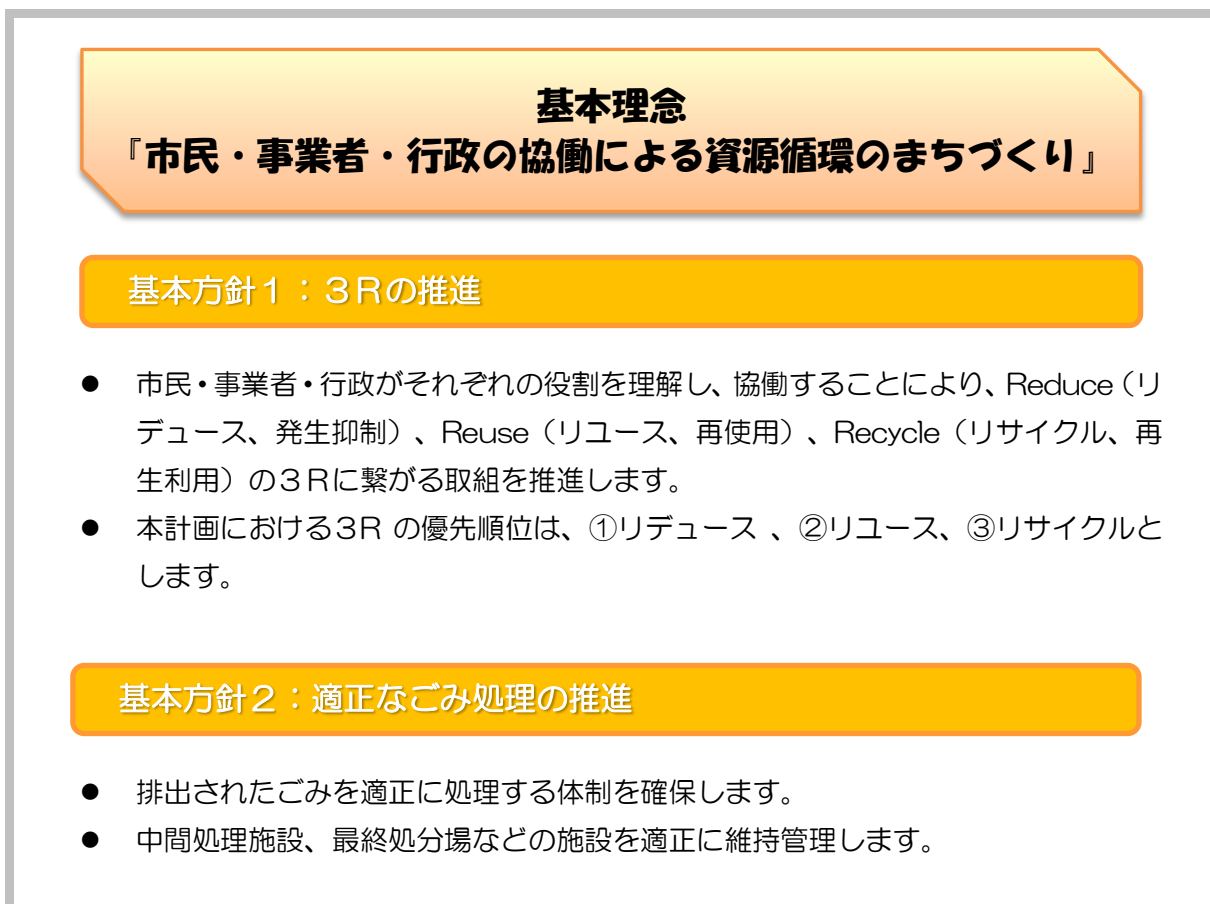
## 第2節 ごみ処理の目標

### 1 基本理念・基本方針

豊かな環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政の三者が協働し率先して3Rへ取り組むことや、排出されたごみの適正な処理を推進することにより、限りある資源を有効利用していく「市民・事業者・行政の協働による資源循環のまちづくり」を目指します。

本計画では、①3Rの推進、②適正なごみ処理の推進の2つの基本方針を柱とし、「資源循環のまちづくり」を推進する方針とします。

◆図表3-19 ごみ処理の基本理念・基本方針



## 2 既定計画の進捗状況

### ① ごみ減量化

既定計画では、1人1日当たりごみ排出量を、平成27年度で930g以下、平成33年度で840g以下とする減量化の目標値を定めています。

一方で、平成26年度の1人1日当たりごみ排出量は1,062g/人日であり、既定計画の平成27年度の目標値を100g以上も上回っていることから、こうした傾向が続けば平成33年度の目標値の達成も難しいと予測されます。

◆図表3-20 既定計画におけるごみ減量目標

区分	現状		中間目標	最終目標
	H21年度	H26年度	H27年度	H33年度
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,030	1,062	930以下	840以下

◆図表3-21 過去5年間の実績

区分	H22	H23	H24	H25	H26
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,039	1,039	1,052	1,068	1,062

※1人1日当たりごみ排出量について

ごみ排出抑制目標の指標とする1人1日当たりごみ排出量は、収集ごみ、直接搬入ごみ、集団回収のごみ量合計を市民1人1日当たりとしたもので、以下の式で求めます。

1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)

$$= \text{〔収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収 (t/年)〕} \div \text{年間日数} \div \text{総人口 (人)} \times 10^6$$

### ② リサイクル率

既定計画におけるリサイクル率の目標値は、平成33年度で40%以上とする計画としています。一方で、既定計画を策定して以降、古紙などの資源ごみが減少していることもあり、平成26年度のリサイクル率は31.5%となっています。そのため、既定計画の目標値達成には9ポイントの上乗せが必要となります。

◆図表3-22 既定計画におけるリサイクル目標

区分	現状		中間目標	最終目標
	H21年度	H26年度	H27年度	H33年度
リサイクル率	34.3%	31.5%	37%以上	40%以上

◆図表3-23 過去5年間の実績

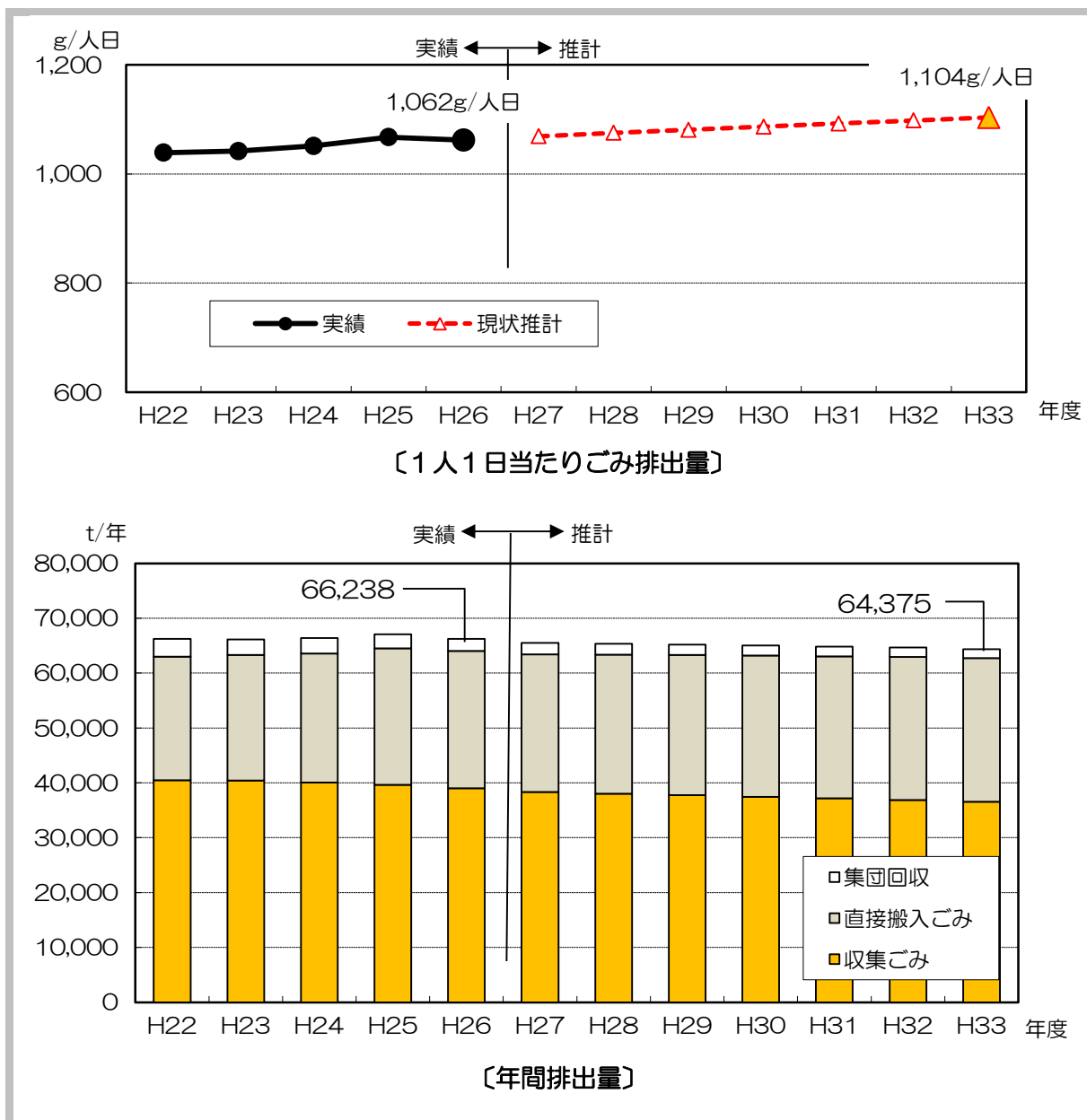
区分	H22	H23	H24	H25	H26
リサイクル率	33.2%	31.0%	31.7%	30.0%	31.5%

### 3 数値目標

#### ①ごみ排出量の見込

過去の実績に基づくごみ排出量の推計結果は、目標年度である平成 33 年度において、1 人 1 日当たりごみ排出量が 1,104g、年間排出量は 64,375t と見込まれます。

◆図表 3-24 既定計画におけるごみ排出抑制目標並びに実績値による将来見込み



## ②ごみ減量化目標

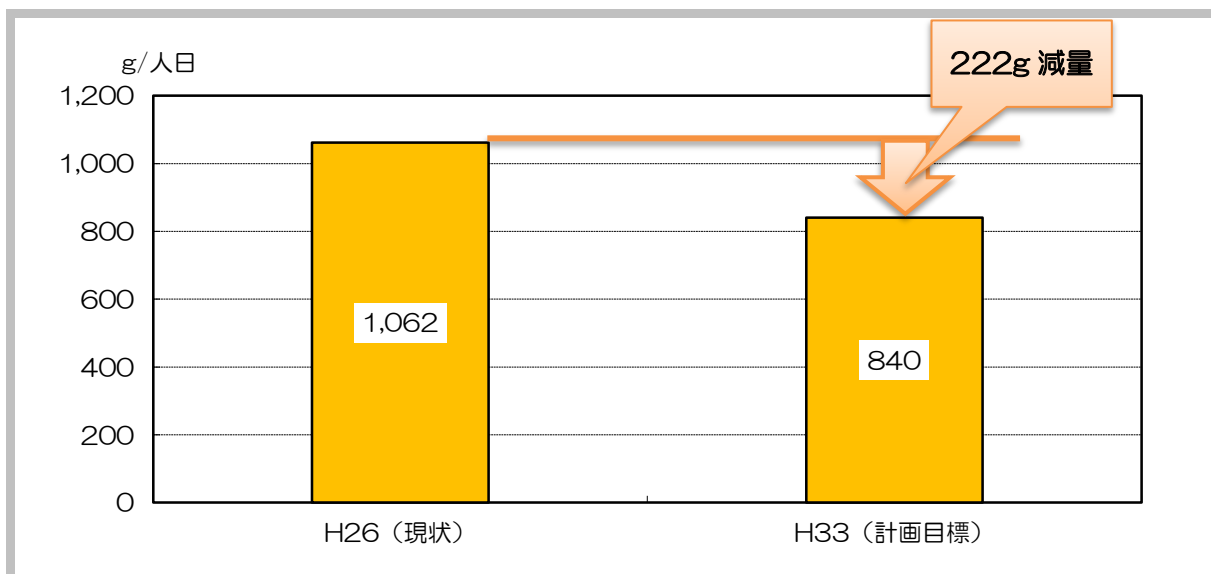
本計画は既定計画の改訂であるため、減量化の目標値は、既定計画と同様に平成 33 年度において、**1 人 1 日当たりごみ排出量を 840g 以下**とすることを目指します。

一方で、本目標値を達成する場合、平成 26 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量(1,062g)から 222g の削減が必要となり、総排出量で見ると平成 26 年度実績 (66,238t) の 4 分の 1 に当たる約 17,300t のごみを削減する必要があります。

しかしながら、平成 33 年度までの 6 年間で本市のごみを 4 分の 1 削減するためには、市民意識の変革に大きな動機付けとなる減量対策を実施しなければ到達は困難となります。

そこで本計画では、これまで実施してきた施策を強化及び継続することにより、ごみ減量化を進めると同時に、指定ごみ袋の制度の見直しなどを含めた抜本的な対策を並行して進めることにより、最終目標値の達成を目指す方針としました。

◆図表 3-25 本計画におけるごみ減量目標

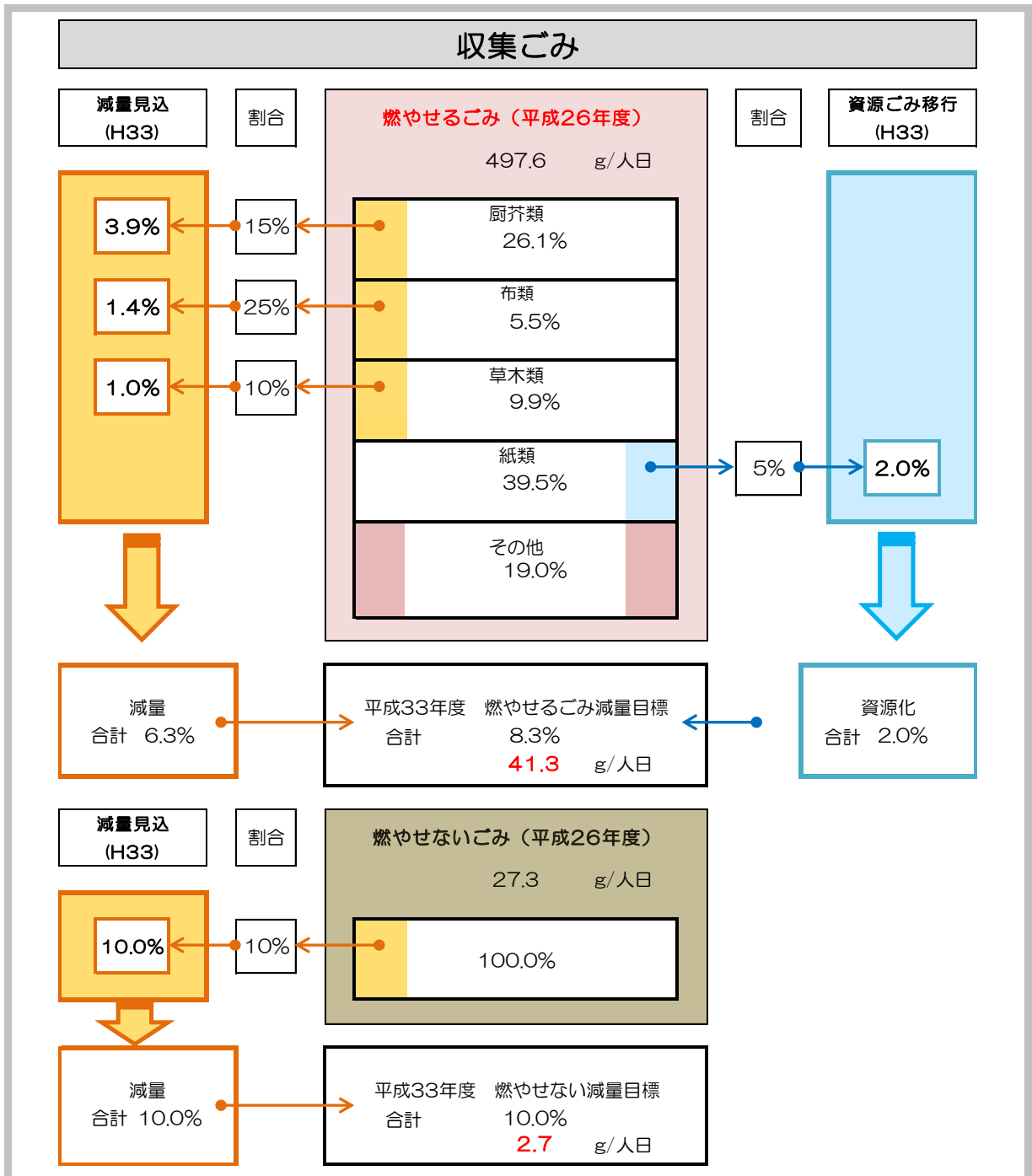


施策の強化及び継続によるごみ減量の試算

現在実施している施策の強化及び継続を進めることにより、ごみ排出量を削減する分別区分は、収集ごみ及び直接搬入ごみのうち「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」としました。

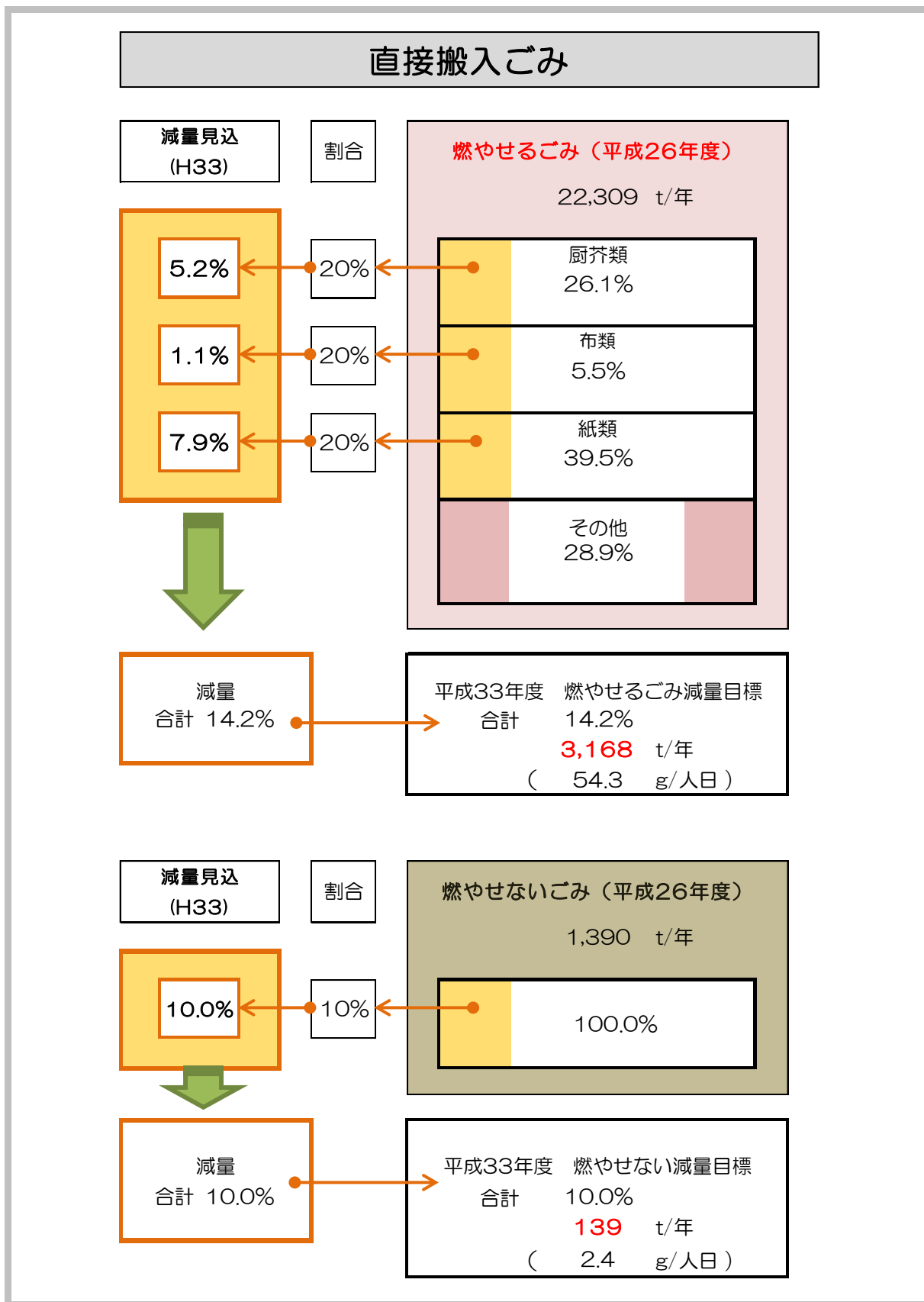
燃やせるごみについては、施設のごみ組成調査結果を基に、分別徹底や生ごみ対策などによりごみ減量を行う計画とします。燃やせないごみは、「もったいない」という意識を持ち、「ものを大事にして、長く使う」などを啓発し、小型家電のリサイクルの推進等によりごみの減量を行う計画とします。

◆図表3-26 収集ごみの減量目標



注) ごみの種類組成の割合は、平成26年度平均値

◆図表3-27 直接搬入ごみの減量目標



注) ごみの種類組成の割合は、平成26年度平均値

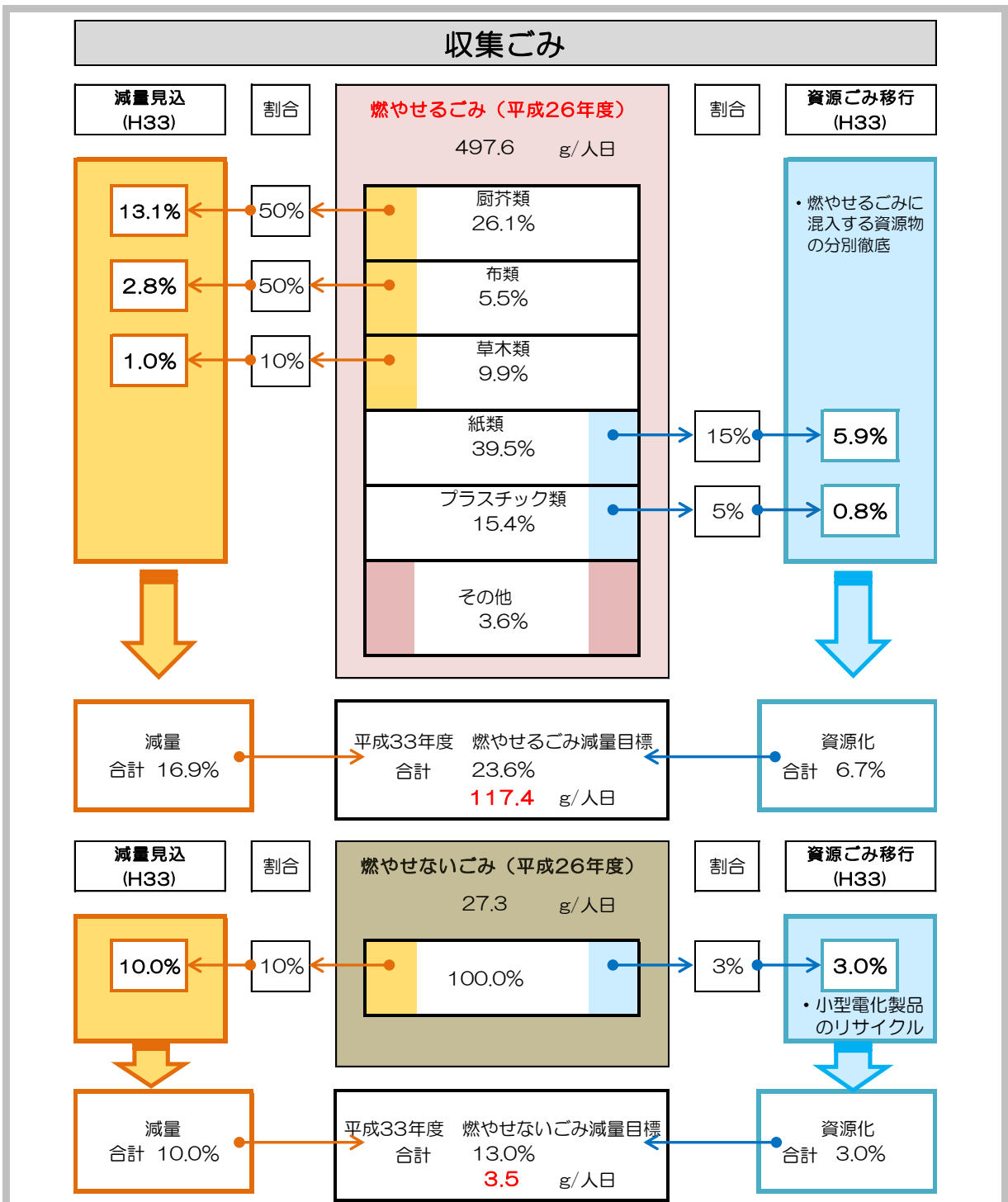


抜本的な対策を並行して行う際のごみ減量の試算

ごみ減量化に対する施策の強化及び継続を進めることにより、平成33年度で1人1日当たりごみ排出量を平成26年度実績に対し71g削減しますが、既定計画の目標値を達成させるためには1人1日当たりごみ排出量を更に151g削減する必要があります。

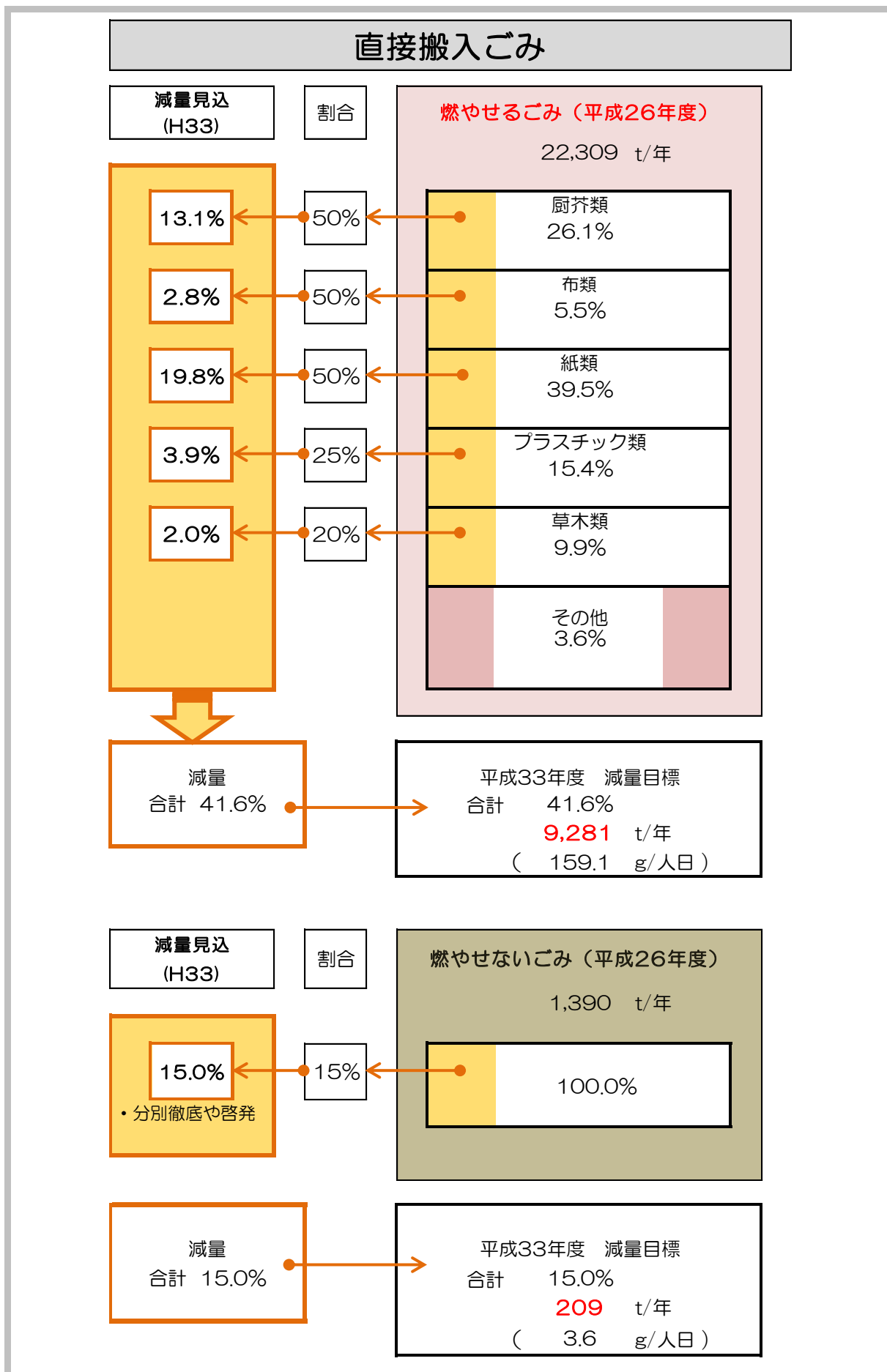
この削減目標は、指定ごみ袋の制度の見直しなどを含めた抜本的な取組を新たに追加して行わなければ達成が困難であるため、今後、本市全体の問題として協議・検討を進めていく方針とします。

◆図表3-28 収集ごみの減量目標（目標達成）



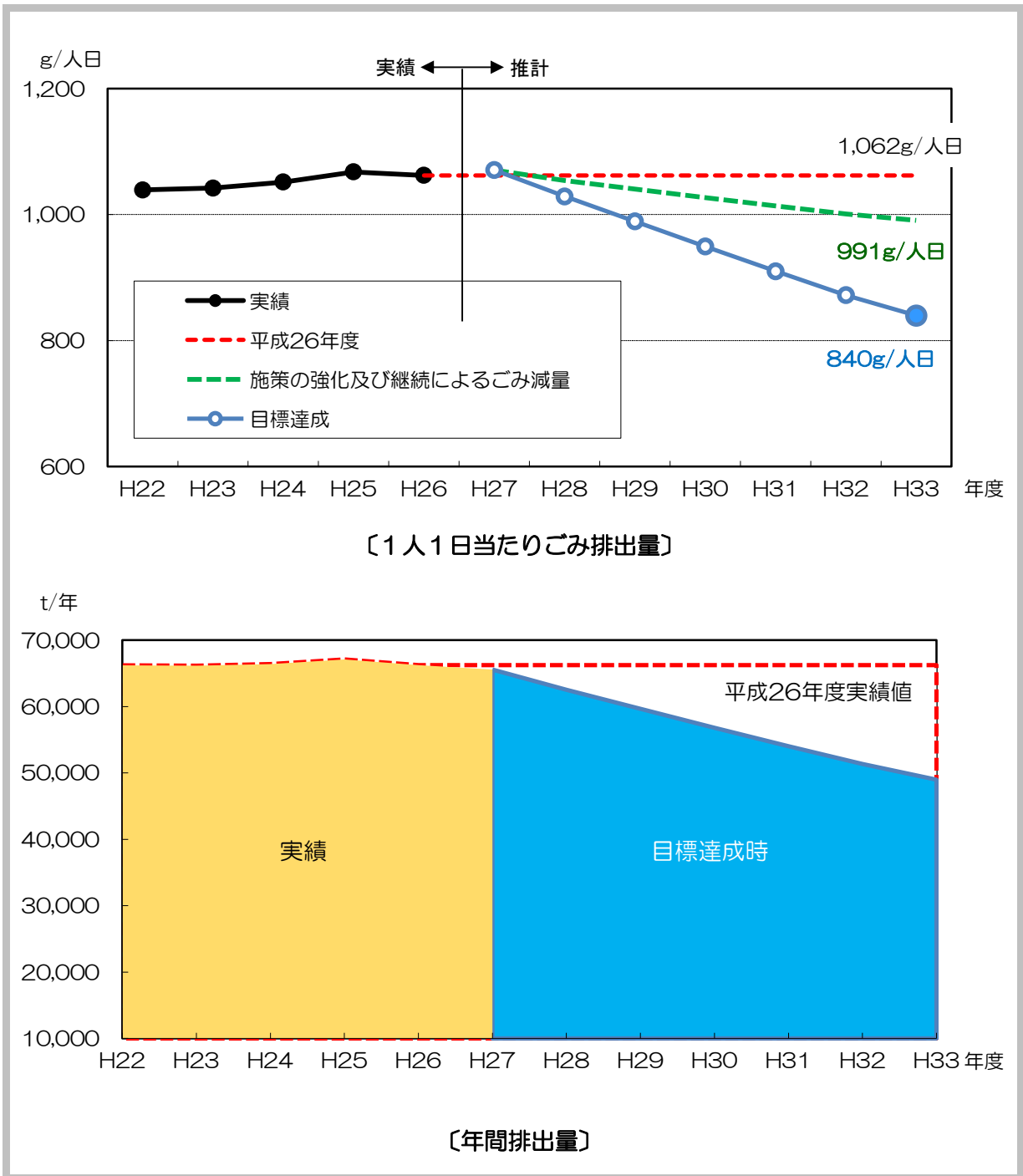
注) ごみの種類組成の割合は、平成26年度平均値

◆図表3-29 直接搬入ごみの減量目標（目標達成）



注) ごみの種類組成の割合は、平成26年度平均値

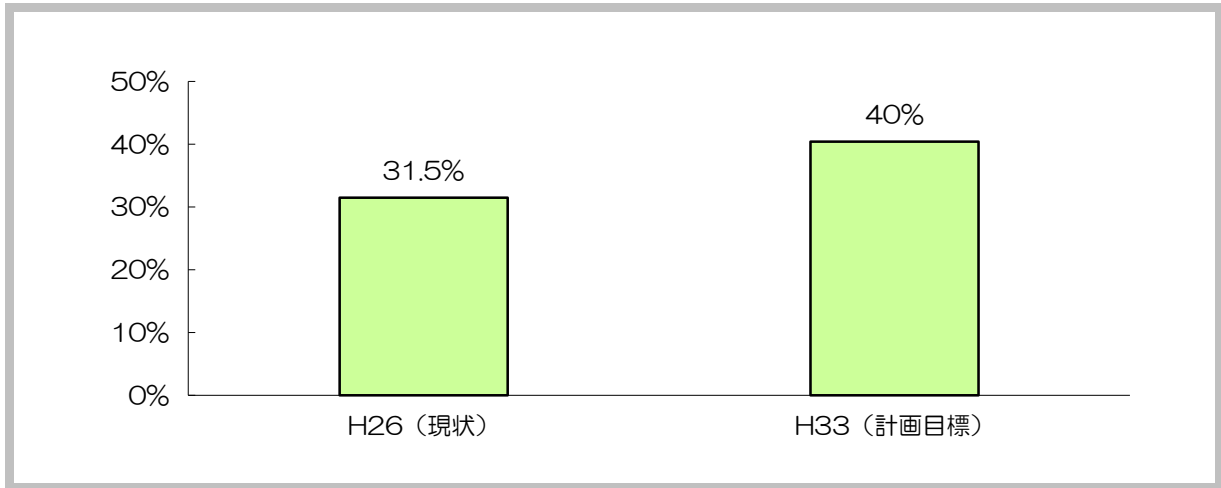
◆図表3-30 本計画におけるごみ減量目標



### ③リサイクル率

本市のリサイクル率は現状でも、全国平均、山口県平均より高いリサイクル率となっておりますが、更なる適正分別の徹底及びごみ処理施設から出るスラグの再利用の促進により 40% 以上のリサイクル率の達成を目指す計画とします。

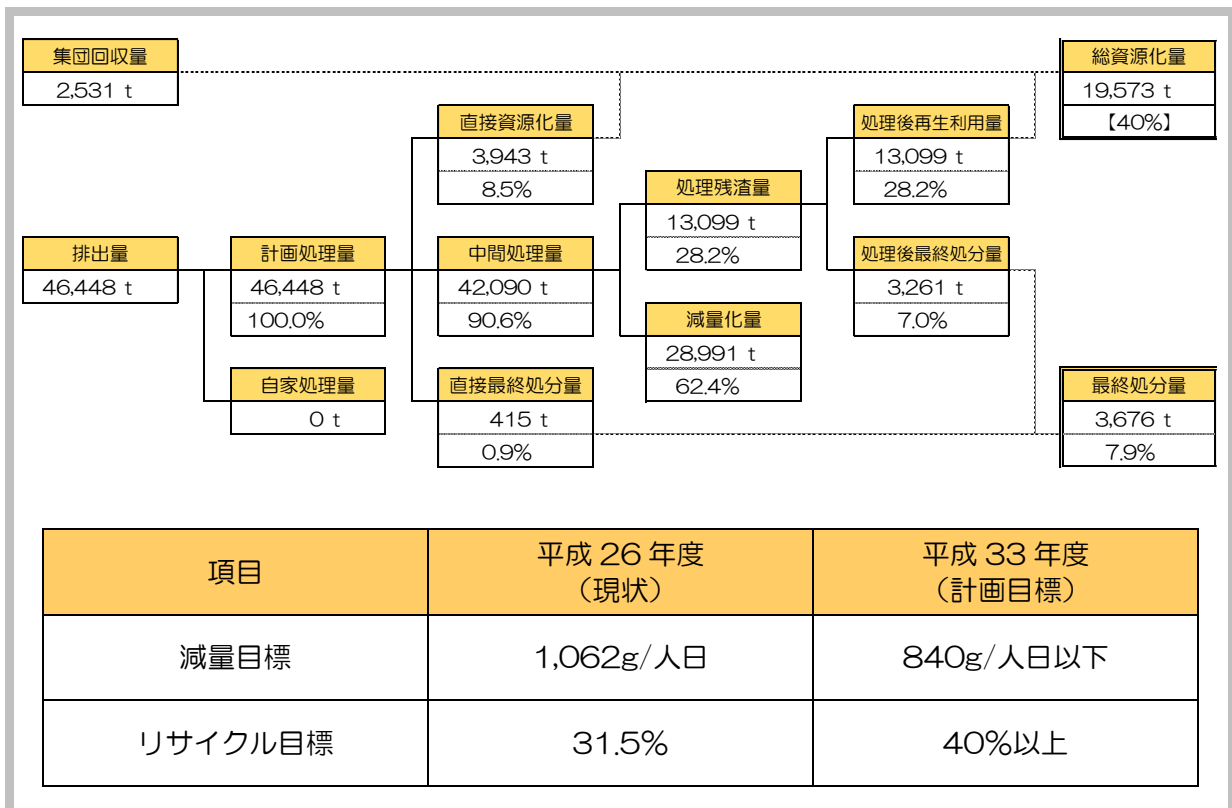
◆図表 3-31 本計画におけるリサイクル目標値



### ④目標値の総括

本計画の目標達成時の平成 33 年度のごみ処理フローは以下のとおりです。

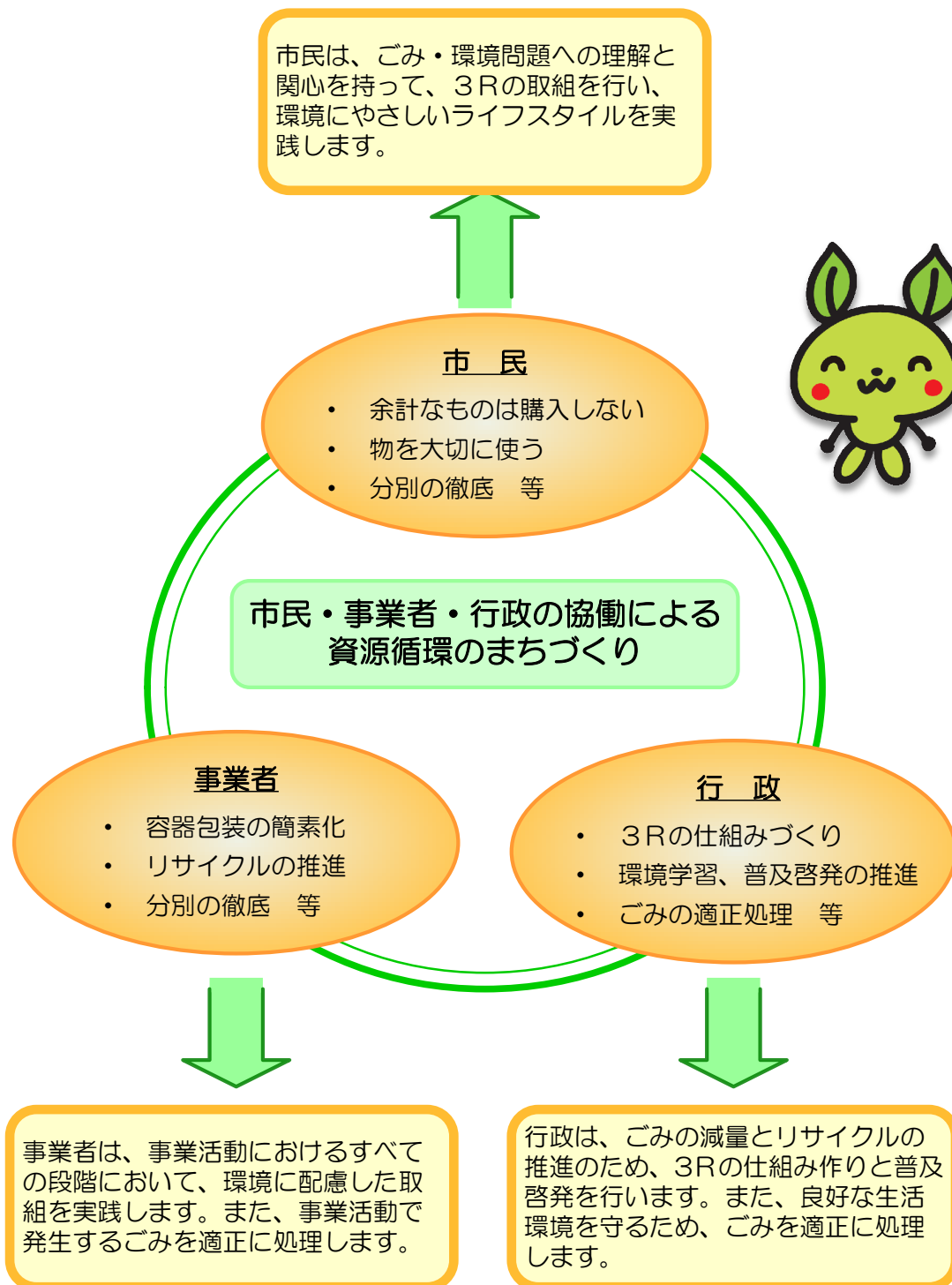
◆図表 3-32 目標達成時のごみ処理フロー（平成 33 年度）



## 4 市民・事業者・行政の役割

基本理念である「市民・事業者・行政の協働による資源循環のまちづくり」を実現するためには、社会生活のあらゆる場面において環境に配慮した行動が求められます。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解した上で、ごみ減量化や資源化に取り組むとともに、互いの協働によって資源循環のまちづくりを推進することが重要になります。



## 第3節 施策の体系

本計画では、「市民・事業者・行政の協働による循環資源のまちづくり」を実現するため、ごみ処理の基本理念・基本方針のもと、今後実施する施策の体系を以下のとおりとします。

◆図表3-33 施策の体系



## 第4節 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

### 1 3Rの推進のための普及啓発・環境学習

#### ①市広報・3R啓発情報紙の発行

市民の暮らしの中で実行できるごみ減量や再利用やリサイクルなどの3Rについて、市広報や3R啓発情報紙を発行し、情報発信により市民の自発的・実践的な行動を促進していきます。



#### ②3R施策等の講習会の開催

ごみの減量化を推進していくため、ごみの現状について学習できる出前講座やごみの分別説明を含む3R施策の講習会を開催し、市民がごみについて学ぶ機会を提供していきます。

また、3R講座等で出された市民意見や提案等を集約し、3R推進のアイデアとして活用していきます。



#### ③大学生、外国人留学生を対象としたごみ分別説明会の実施

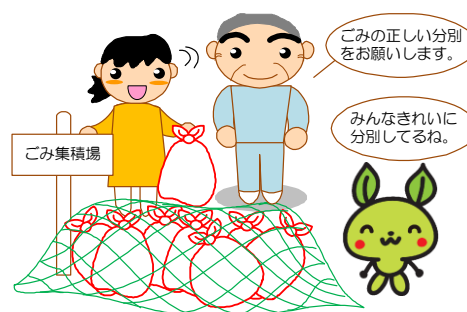
ごみ分別の周知や徹底をより一層図るため、大学生や外国人留学生を対象とした分別説明会を大学等と連携して実施します。

#### ④情報提供のためのホームページの充実

ごみの正しい分け方・出し方、収集日程の情報に加え、3R施策、ごみ処理施設、災害ごみ、ごみの持ち去り防止等についてのホームページへの掲載や内容の充実により、市民のごみに関する理解を深めていきます。

#### ⑤ごみ減量等推進員などの協力による3Rの推進

3Rを推進するため、市環境衛生連合会・ごみ減量等推進員との協働により、ごみ分別及びごみ減量の取組について周知を図っていきます。



## ⑥各種イベント等による情報発信

市内商業店舗、各校区等で開催するイベントにおいて、3R推進のための情報発信を行います。



## ⑦リサイクルプラザの活用による市民啓発事業の実施

衣類のリフォーム等を学習できる市民工房や、不用品再使用の促進として実施している子育て支援リユース事業（物品の仕分け、整理、保管を市民ボランティア等に協力を得て実施）において、リサイクルプラザを市民の交流の場として活用することで、市民のリサイクル意識の高揚を図っていきます。

## ⑧小・中学生等を対象とした環境学習

幼少時から地球環境や省資源化についての意識を高めるために、市内の小・中学校や保育園との協働により、ごみ問題に関する環境学習を実施していきます。

### ■環境学習

#### <小・中学校における環境学習>

ごみ問題について学習する小学4年生を中心に、以下のメニューを組み合わせ学習しています。

- ごみ問題に関するスライド学習
- 段ボールコンポスト体験学習
- ごみ収集に関する学習
- ごみ分別に関する学習



#### <保育園における環境学習>

生ごみ処理容器「段ボールコンポスト」に給食から出る生ごみを投入し、ごみが分解されてなくなる様子を体験します。

出来上がった堆肥を使用して野菜や果物を育て、給食等で美食することで、食育にも活用されています。



## ⑨宇部志立市民大学による学習機会の創出と人材育成

宇部志立市民大学にて本市の3Rの取組等について講義を行い、環境学習の機会を創出します。市民大学卒業生に施設見学案内や子育て支援リユース事業に携わってもらうことにより人材育成と活用に寄与していきます。

## ⑩先進事例の情報収集

他自治体におけるごみ減量の取組について情報収集及び調査研究を行い、本市の施策への活用を検討していきます。



## 2 リデュース（発生抑制）の推進

### ①段ボールコンポストの普及促進

市環境衛生連合会や段ボールコンポストリーダーとの協働により、生ごみの減量化を推進するため、市民講習会・商業店舗等で段ボールコンポストの普及促進を行い、環境にやさしい循環システムの確立を図ります。

なお、本計画策定に当たって実施した市民アンケート及び市民ワークショップにおいても、段ボールコンポストの普及推進に関する関心が高い状況であったことから、こうした取組に対する普及啓発を重点的に行う方針とします。



◆図 3-34 取組実績

区分	H23	H24	H25	H26
一般向け講習会	38回(659人)	15回(232人)	30回(406人)	33回(706人)
環境学習モデル事業	小学校1校 保育園15園	小学校6校 保育園11園	小学校5校 保育園9園	中学校1校 小学校11校 保育園7園
各種イベントでの 展示説明会	7回	3回	9回	9回

### ②生ごみの水切り・草木の天日干しの徹底

生ごみや草木の約80%を占めているとされる水分は、家庭または事業所での水切りネットなどを活用した生ごみの水切りの取組や草木の天日干しの徹底により、減量化が図れます。

本取組については、市民アンケート及び市民ワークショップにおいても、ごみ減量化に貢献できる取組であるとの認識も高かったことから、3R施策の講習会等を活用して、市民の理解・協力を得られるように重点的な啓発を行っていく方針とします。

◆図 3-35 取組実績

区分	H25	H26
一般向け講習会	10回(267人)	14回(472人)

### ③ごみを出さない消費行動の促進

買い物にマイバッグを持参したり、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品を購入したり、生ごみを出さない調理をするなど、ごみの減量化に配慮した消費行動を促進します。



## ■ごみを出さない消費行動の促進に関する取組状況

### <レジ袋の削減>

平成21年4月から、市内の食品スーパーなどで「レジ袋」の無料配布中止を行っています。

### <3Rエコクッキング教室>

ごみ減量化のため、「ごみをもとから減らす」という観点から、3Rエコクッキング教室を開催し、ごみを出さない調理法等の普及啓発を行っています。

項目	H25	H26
エコクッキング教室	2回(48人)	3回(49人)

## ④事業者へのごみ減量指導、協力要請

事業系ごみの適正処理に向け、著しく多量の廃棄物を排出する特定事業者に対し、事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書の提出を求め、各事業所の資源化・減量化への取組を把握していきます。また、資源化・減量化が進んでいない事業所や、計画書に不備がある事業所等に対して戸別訪問により指導・協力依頼を行います。

## ⑤事業者との協働によるごみ減量の推進

ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に積極的に取り組んでいる市内の事業所を優良事業所として、簡易包装による商品の販売を積極的に実施している事業所を簡易包装推進協力店としてそれぞれ認定し、市のホームページ等で紹介、環境に配慮した経済活動を促進します。また、店頭回収の取組等についても市のホームページ等で紹介することで市民のリサイクル行動を促進します。

## ⑥指定ごみ袋制度の見直しの検討

ごみ処理経費の公表によりごみ処理に要する費用の理解を得るとともに、ごみ排出量の動向を注視しつつ、排出者負担の原則を前提としたごみ処理費用の負担制度の導入について検討します。

### 3 リユース（再使用）の推進

#### ①リユース食器の利用促進

公的行事における「リユースカップ」の利用促進を図るため、市内部への周知を行い、行事ごとの貸し出しを行い、ごみの排出抑制を図っていきます。

また、マイはし、マイボトル等の持参の取組を促進します。



#### ②再生品の利用促進

リサイクルプラザにおける自転車や家具などの再生品の展示・販売を促進するため、情報発信を行っていきます。

#### ③フリーマーケット等のイベント情報の発信

宇部市内で開催される市民団体・NPO等が開催するフリーマーケット等の情報を収集し、市のホームページで紹介し、不用品の再使用を促進していきます。



#### ④不用品の再使用の促進

家庭で不用になった子供服・絵本、子育て関連用品等を回収ボックスで回収し、市民に無料で提供することで、リユースを促進します。

また、家庭での不用品を当事者間で引き渡す「うべecoリユース掲示板」を市のホームページで開設し、リユースを促進します。

#### ■子育て支援リユース事業

##### <子供服・絵本のリユース>

ご家庭で不用になった子供服・絵本を、市役所等に設置している回収ボックスで回収しています。集まった子供服・絵本は、市内で開催するリユースフェアにて、市民に無料で提供しています。

区分		H24	H25	H26
回収実績	子供服	9,973 枚	15,096 枚	16,410 枚
		1,778kg	2,746kg	3,280kg
	絵本	2,873 冊	2,047 冊	3,174 冊
		1,024kg	715 kg	931 kg
提供実績	子供服	6,286 枚	11,581 枚	13,871 枚
	絵本	1,809 冊	1,459 冊	2,265 冊

##### <子育てグッズ、子ども用スポーツグッズのリユース>

子育てグッズ（ベビーベッド、おもちゃ等）や子ども用スポーツグッズを回収ボックスで回収し、市内で開催するリユース広場等にて市民に無料で提供しています。

平成 26 年度実績：回収 1,595 個（1,245kg）、提供 1,108 個

## 4 リサイクル（再生利用）の推進

### ①ごみの分別の徹底

ごみ減量等推進員等による指導・啓発や自治会等のごみ分別説明会において3R取組を紹介するほか、日常のごみステーションでの分別状況調査結果を市民に示すことにより、ごみの分別徹底を推進していきます。



### ②グリーン購入の促進

リサイクルされた商品を積極的に購入（グリーン購入）するため、市では、グリーン購入率100%を目指し、リサイクル品の購入促進を図っていきます。

### ③集団回収の推進

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生活の中から排出される再生利用が可能な資源物を回収する集団回収を推進していきます。集団回収を実施した、自治会・子ども会等の団体に対して、再生資源の回収量に応じて、奨励金を交付していきます。



### ④家庭系廃食油のリサイクルの推進

家庭系廃食油をスーパーマーケット等で店頭回収し、バイオディーゼル燃料（BDF：軽油代替燃料）へリサイクルする民間事業者での取組について推進していきます。精製されたバイオディーゼル燃料は、交通局のバスやごみ収集車などに使用します。



#### ◆図 3-36 取組実績

項目	H23	H24	H25	H26
回収実績	2,322L	3,308L	4,347L	6,739L

### ⑤スラグのリサイクルの推進

ごみ処理施設から出るスラグ(※)の一部はアスファルトやコンクリート二次製品の原料として民間事業者で活用されています。より一層再利用されるように市場調査や公共事業への活用を検討していきます。

(※) スラグ：焼却の際に発生する灰を高温溶融した後、冷却固化されたガラス状の固形物質をいいます。

## ⑥食品廃棄物のリサイクル

食品廃棄物の多量排出事業者に対して、食品リサイクル法における優先順位等の周知を行い、資源化・減量化への誘導を実施していきます。

## ⑦剪定枝・刈草等のリサイクル

剪定枝や刈草等について、民間施設などを活用したチップ化や堆肥化の実施について、検討を行っていきます。

## ⑧古着・古布のリサイクル

家庭で不用になった古着・古布を、各校区のふれあいセンター等に設置してある「古着・古布回収ボックス」で回収し、リサイクルの推進を図っていきます。集まった古着・古布は、障害福祉サービス事業所が回収し、ウエス（工業用雑巾）に加工しリサイクルされます。



◆図 3-37 取組実績

項目	H23	H24	H25	H26
回収実績	22,790kg	37,536kg	51,764kg	61,055kg

## ⑨資源物の店頭回収の拡大

ごみ減量等優良事業所など、店頭回収を積極的に取り組んでいる店舗を市のホームページで紹介し、情報を周知していきます。

## ⑩大学・企業と連携した技術開発

新たなリサイクル技術の開発等、産学連携による共同研究・実用化を支援していきます。研究結果を市民に分かりやすく周知し、市民の減量化への取組強化を図っていきます。

## ⑪小型家電のリサイクル

家庭で不用になった小型家電を、各校区のふれあいセンター等に設置してある「使用済小型家電回収ボックス」等で回収し、認定事業者へ引渡すことで、鉄やアルミ、貴金属、レアメタル（希少金属）等の再資源化の促進を図っていきます。



◆図 3-38 取組実績

項目	H24	H25	H26
回収実績	1,747kg	6,677kg	5,119kg

## 第5節 適正なごみ処理の推進

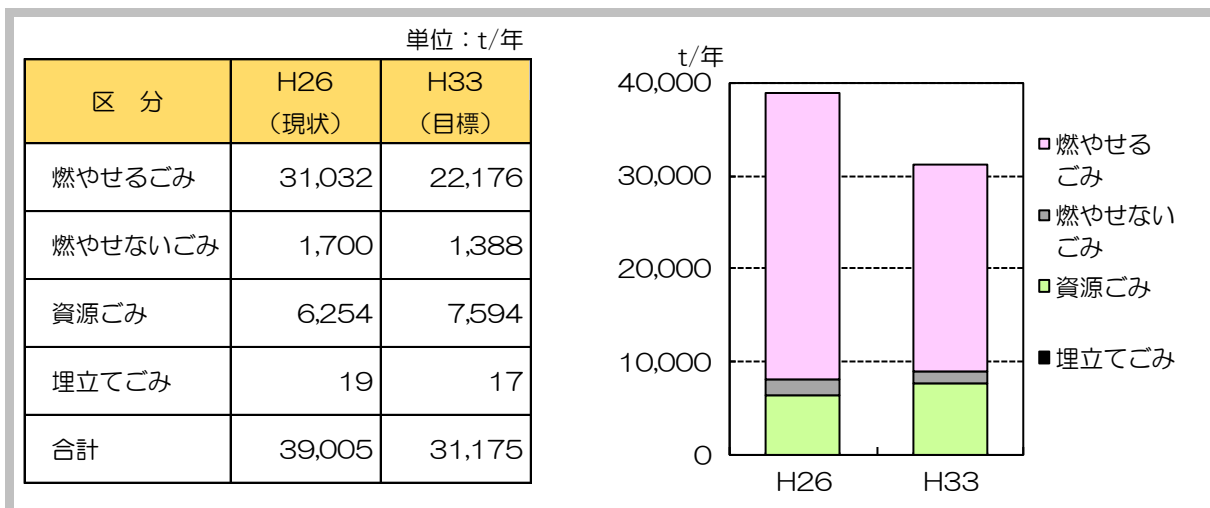
### 1 収集運搬計画

- 計画収集区域は、行政区域全域とします。
- 収集運搬作業は、排出者である市民とのごみの受け渡しを行うため、行政サービスの向上が図れる収集運搬体制を構築します。
- 家庭系ごみについては、現行どおり直営及び委託収集の体制を継続します。
- 事業系ごみについては、許可制を継続し、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保され、需給の均衡を考慮した体制を、適宜、検討していきます。
- 高齢者や障害者を対象とした「ふれあい戸別収集」を充実させる収集運搬体制を維持します。
- 新たな分別収集の必要性がある場合は、市民の要望に応じて適宜合理的に見直しを図っていきます。

#### ①収集運搬量

収集ごみの収集運搬は、現行どおりを維持していきます。ごみ減量の目標達成により、ごみ排出量は、平成33年度において31,175tとなる見込みです。

◆図表3-39 収集運搬量



#### ②ふれあい戸別収集

本市では、ごみステーションまでごみを持っていくことが困難な高齢者や障害者の方々に対して、戸別に玄関先でのごみ収集を無料で実施していきます（粗大ごみは除く）。

#### ③ごみの持ち去り防止対策

本市では「宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において、ごみステーションからのごみの持ち去り行為を禁じています。警察と連携しながら、各校区のごみステーションを定期的にパトロールし、持ち去り行為を発見した場合は、その者に対して指導を行います。

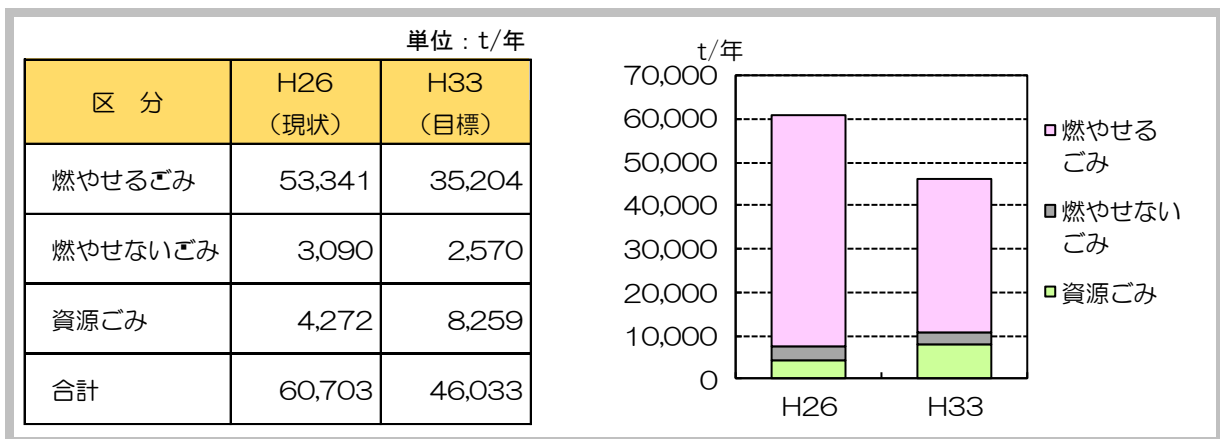
## 2 中間処理計画

- 計画処理区域は、行政区域全域とします。
- ごみ処理が安定かつ長期的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行うものとします。
- 施設更新時には、本市に適した施設整備を検討します。

### ①中間処理量

中間処理は、現状の処理体制を維持し、ごみ減量の目標達成により、平成 33 年度には 46,033t になる見込みです。

◆図表 3-40 中間処理量



注) 中間処理しない直接資源化や直接埋立するごみは含まない。

粗大ごみは燃やせないごみに含む。

### ②適正処理の推進

本市のごみ処理施設は供用開始から 13~20 年が経過しており、設備の老朽化が進んでいます。当面は継続して使用しますが、効率的な運営を行うと共に、計画的な施設の保守管理の実施により、安定した適正処理を行っていきます。

### ③既存施設の中間処理に対する今後のあり方の検討

現有施設は当面継続使用する方針としますが、いずれの施設も老朽化が進んでいます。

そのため、現有施設については、将来的に施設の延命化または更新が必要な時期となっていることから、今後のあり方について検討を進めています。

#### ④旧焼却施設の解体撤去

宇部市環境保全センター（ごみ処理施設）には、旧焼却施設が隣接しています。

本施設については、今後、適切な方法で解体撤去を行う方針としています。

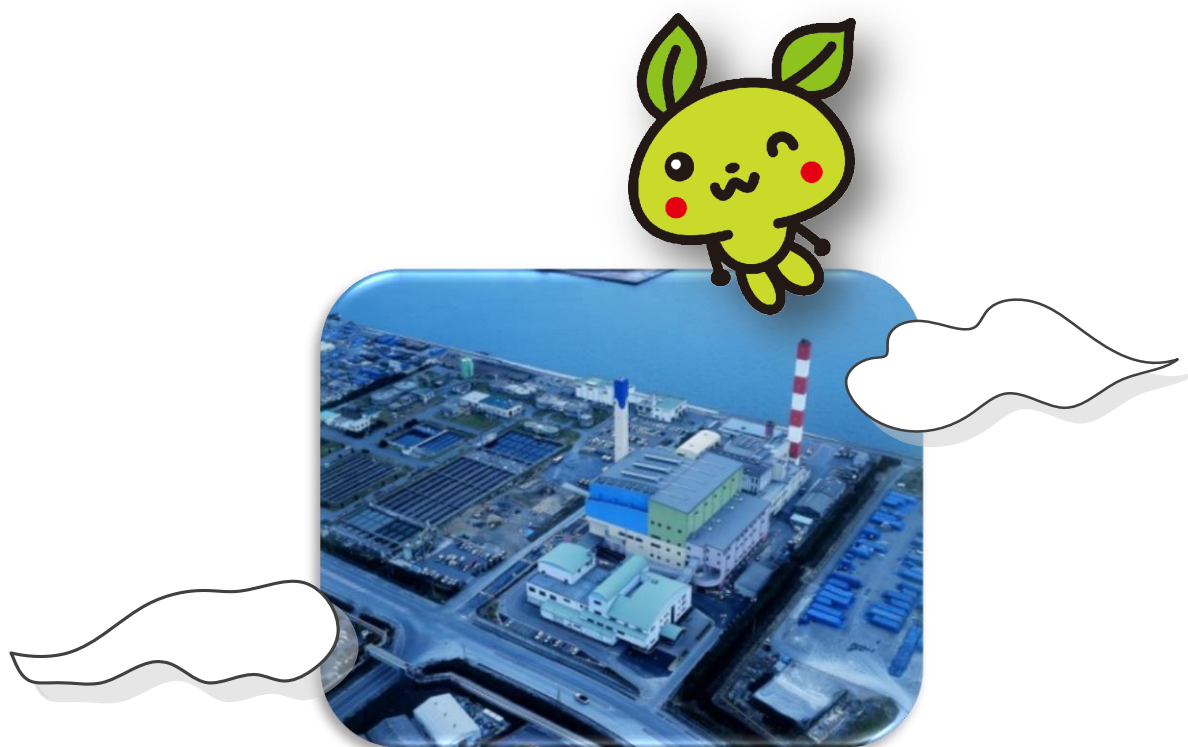
本施設の解体撤去については、循環型社会形成推進交付金制度の活用が見込めますが、交付条件として解体跡地に新たな廃棄物処理施設等を建設することが必要となります。

そのため、跡地利用も含めて将来的な方向性を検討していくものとします。

#### ⑤バイオマスの利活用について

本市では、生ごみを中心としたバイオマスの利活用に関する可能性調査を実施しており、今後実証試験等による効果の検証を行うものとしています。

今後は本結果を踏まえた上で、必要に応じて本市のごみの分別方法及び排出方法等を再検討する方針とします。





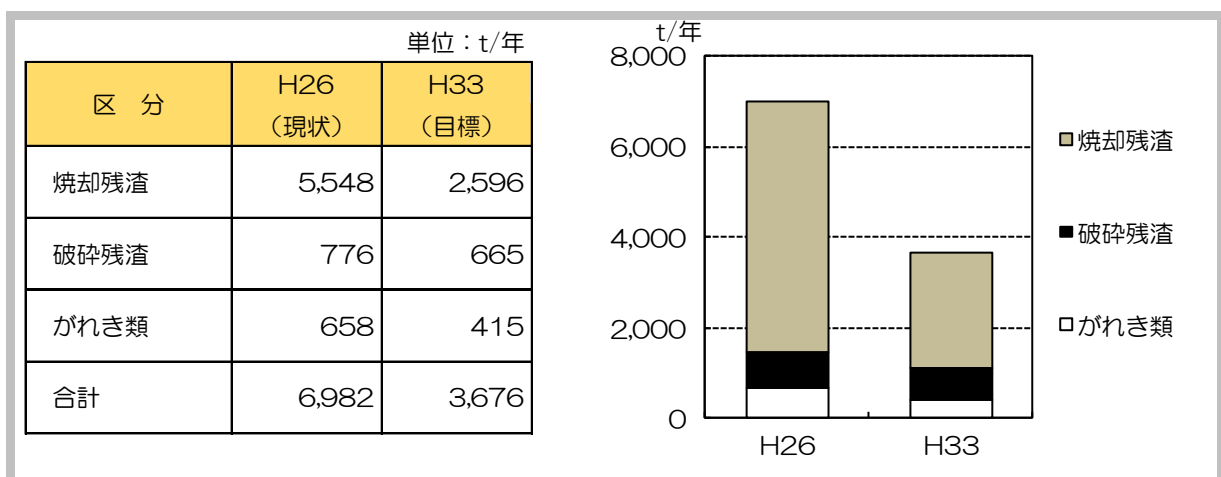
### 3 最終処分計画

- 不燃ごみの減量や中間処理による再資源化・減容による最終処分の最小化を進め、現有処分場の延命化に努めるものとします。
- 最終処分場の適正な維持管理を継続し、周辺環境の保全に努めます。

#### ①最終処分量

最終処分量は、本計画においてスラグの有効利用先の拡充を推進することにより、減少する計画とし、平成33年度には3,676tとなる見込みです。

◆図表3-41 最終処分量



#### ②最終処分場の適正管理

現在供用中の最終処分場は、埋立開始から用途廃止されるまでの間、廃棄物処理法に基づく維持管理が必要となります。

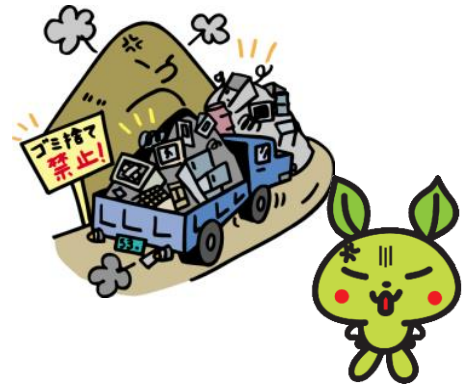
本市では、浸出水（廃棄物と雨水が接触して発生する汚水）は下水道処理施設にて処理を行っていることから、これを継続することにより周辺環境保全に努めるものとします。

## 4 その他適正処理対策

### ①不法投棄対策

不法投棄防止のため、定期的な監視パトロールを行うとともに、山口県宇部健康福祉センターや警察等と連携して不法投棄の監視を行います。

また、土地管理者に対し、不法投棄防止のための助言・指導を行います。



### ②適正処理困難物等の対策

適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を推進するとともに、各種リサイクル法等による適正処理を行います。また、市の処理施設で処理のできないごみについては、専門の処理事業者等により適正処理を行います。

### ③災害廃棄物対策

東日本大震災を踏まえ、平常時から、災害時への対応を準備しておくものとします。災害発生時には、被災による都市機能や市民生活の早期回復を実現するため、県、近隣市町や関係団体との総合的な支援連携強化に努めます。

また、災害時に発生する大量で多様な廃棄物は、できるだけ速やかに回収することで公衆衛生を維持するものとし、公有地等を利用して、臨時災害廃棄物保管場所を確保し、災害廃棄物の分別と処理を進めるものとします。本市単独では対応できない場合も想定されるため、県の廃棄物対策部署等、関係機関との連携を図り適正な処理を行います。

災害時に発生する一時大量ごみについては、「宇部市災害時ごみ処理マニュアル」に基づいた処理を行います。

### ④在宅医療廃棄物対策

在宅医療系廃棄物による事故を防ぐため、医師や医療機関と連携を図り安全な排出方法を指導してもらうなど、適正処理を推進します。具体的には、医療機関等と連携し、注射針等の鋭利な物や感染性のあるものは、医療機関で回収し、その他の非鋭利な物は、一般廃棄物として適正処理します。

